

平成28年第2回京丹波町議会定例会（第2号）

平成28年 6月 6日（月）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 坂 本 美智代 君

2 番 東 まさ子 君

3 番 森 田 幸 子 君

4 番 篠 塚 信太郎 君

5 番 山 田 均 君

6 番 山 内 武 夫 君

7 番 山 下 靖 夫 君

8 番 原 田 寿賀美 君

9 番 山 崎 裕 二 君

10 番 村 山 良 夫 君

11 番 岩 田 恵 一 君

12 番 北 尾 潤 君

13 番 梅 原 好 範 君

14 番 鈴 木 利 明 君

15 番 松 村 篤 郎 君

16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（22名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
参事	伴田邦雄君
参事	山田洋之君
総務課長	中尾達也君
監理課長	木南哲也君
企画政策課長	久木寿一君
税務課長	松山征義君
住民課長	長澤誠君
保健福祉課長	大西義弘君
子育て支援課長	津田知美君
医療政策課長	藤田正則君
農林振興課長	栗林英治君
商工観光課長	山森英二君
土木建築課長	山内和浩君
水道課長	十倉隆英君
会計管理者	下伊豆かおり君
瑞穂支所長	山内善博君
和知支所長	榎川諭君
教育長	松本和久君
教育次長	川寫勇人君
選挙管理委員会委員長職務代理者	人見亮君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	堂本光浩
書記	西野菜保子
書記	山口知哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 改めまして皆さんおはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番議員・山下靖夫君、8番議員・原田寿賀美君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

6月3日に議会広報特別委員会が開催され、広報発行に向け協議が行われました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、梅原好範君の発言を許可します。

梅原君。

○13番（梅原好範君） 皆さん、改めましておはようございます。

まず、質問に入ります前に、本年4月、九州地方を中心に発生しました熊本地震によりとうとい命を失われました皆様、並びにご遺族、関係者の皆様に深く追悼の意を申し上げます。

同時に、突然甚大な災害に遭遇し、おけがをされました皆様、そして大切な家屋が被害を受け、今なお避難所で不安な日々をお過ごしの皆様、心からのお見舞いを申し上げながら、一日も早い復旧と平穏な日常生活に戻られますことを願ってやみません。

今回の地震により49名もの方がお亡くなりになり、加えて関連死の疑いのある方が20名、そして今なお不明とされる方が1名とされており、さらには1,684名の方がおけが

をされたと報じられております。

平成7年に発生しました阪神淡路大震災では、家屋の倒壊により多くの方が犠牲になり、直後には広範囲で手のつけようのない大規模火災に見舞われました。

続く平成23年には東日本大震災が発生し、これまで経験したことのない津波被害、そして目に見えない原子力災害の恐ろしさを目の当たりにしました。

また、昨年9月には、関東東北地方で記録的な短時間大量降雨により鬼怒川が氾濫、荒れ狂う濁流からは異常気象の猛威と人工構築物のもろさをまざまざと見せつけられました。

テレビ画面に映し出される映像を食い入るように見ながら、また、新聞等で詳細な被害の内容を思い知らされたとき、本町で防災にかかわる者全てが直感的に怖いとその恐怖に震えました。

本町内で災害の発生が予見される時、あるいは、災害対応時には職員の皆様を初め、消防署や警察、そして消防団が地域の安心・安全だけを一身に願い、強固で円滑な連携のもと、最大限の効果を上げ防御活動に取り組んでいただいております。

本町の防災に真正面から真剣にかかわる者だけが感じ得る、災害の恐怖に震えるこの感覚を決して鈍らせてはならないと強く感じております。

今回の一般質問では、直近に発生しました熊本地震のように、住民生活に重大な影響を及ぼす災害時の対応について、発生が予見される時には、警戒本部または対策本部に常に招集され緊急な対応の検討を重ねてきた執行部の皆様とともに、本町の防災対応を再確認しながら明確な行動支援を示すことにより、相次いで発生した大規模災害により不安を感じられる皆様のご心配を和らげ、さらに安心・安全な生活環境の充実を求めてお聞きしてまいりたいと考えますので、災害発生時にはそれぞれの部署で重要な役割を持たれる執行部の皆さんにはどうかよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから平成28年第2回定例会における私の一般質問を先に提出しました通告書に従っていきます。

本町では、あらゆる災害を想定する中で、まず住民の命を守ることを最優先とし、いつ発生するか予測できない災害に対して、ハード整備を待つことなく危険が予想される現場から逃げることで、住民の命を守るという厳格な方向性を定めております。

この行動指針に基づき、今日まで毎年土砂災害警戒地域における住民避難訓練、あるいはUPZに含まれる地域において、原子力災害を想定した住民避難訓練を繰り返し実施してきました。

この訓練では、町内外多くの防災関係機関に加え、区長様を先頭に多くの住民の皆様にご

理解とご協力をいただきながら、住民の移動訓練はもちろんのこと、誘導する側の指揮命令系統や避難者誘導の手順を確認しながら、参加者全員が反復した訓練をすることを目的に毎年継続されております。

近隣市町に先駆け実施したスクリーニング検査、また関西広域連合内で広域避難場所として調整されている兵庫県芦屋市に実際に出向き、受入先の環境を視察しながら関係者との意見交換を実現した取り組みは、京都府からも高い評価を受けているものです。

今後は、さらに広い視野での実施を検討しながら、地域にさらなる安心を感じていただくよう努力を続ける必要がありますが、そのためにも今日までの実施経過の詳細な分析と見出された課題の克服は不可欠なものと考えます。

全ての住民避難訓練で対策本部長として指揮された町長は、今日までの訓練結果をどのように総括され、今後の訓練にいかされていくのかお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まずは住民の命を守ることを基本に、住民避難訓練を行ってきさせていただきました。過去5回であります。訓練を行った中で、その内容は土砂災害、原子力災害を想定したものであります。その中で世帯の状況、あるいは要配慮者の把握、あるいは避難誘導などのことについて区長様や民生委員様、そして消防団との連携なくして円滑な避難はできないと考えております。

今後におきましても、地域の方との連携を深めるとともに、地域の実情に応じた避難体制を構築していく必要があると考えております。

特に、災害初動期には、みずからの命はみずから守るという自助や隣近所での助け合いの共助が大切であるということは、これまでの大規模災害で明らかになっておりますので、住民お一人お一人の防災意識の向上、あるいは自主防災組織、消防団組織の充実・連携強化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 今回の熊本地震では、16日未明の地震直後の避難者は、最多で18万3,882名とされており、復旧工事が長期化する中で、避難所において発生する問題が大きくクローズアップされております。

本町では、既に避難所の立ち上げ、運用についても防災計画内に詳細な対応を定めているところですが、地域の皆様との協働が不可欠となる避難所について、防災計画では十分に実効性のある立案がなされ、即応できる体制は整えられているのか。また、円滑な運用に向け、

地域の皆様に求めるものをお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 避難所につきましては、地域防災計画においてさまざまな定めがあります。さらに実効性のあるものとするために、昨年に避難所運営マニュアルを作成しました。区長様に配付させていただきました。このマニュアルの活用により、気象予警報等の段階に応じた避難所の開設や地域住民の把握、役場との連携などの役割が明確になりまして、避難所運営が円滑に行えるようになったと考えております。

また、防災無線の活用により、各地域の情報収集についてもより早く行うことができるようになり、それぞれのニーズに素早く対応できるようになると期待もいたしております。

避難所は生活の場であります。平時から地域との連携を大切に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） かつて経験したことのない災害を想定しながら、その対応策を立案することは困難をきわめるものであり、全ての災害に迎合できる計画は不可能なものと承知しております。しかし、目的を一にする関係機関との円滑な連携の維持、そして何より地域の皆様との協働は最も重要であり、常に関係の醸成を重ねることが最大の防災対策であるとして、機会があるごとに協働に向けた取り組みを進めていただきますようお願いいたします。次の質問に移ります。

本町が発災を想定し、その対策を求められる災害は地震被害にとどまることなく、これまで複数年にわたり町内各地に深刻な被害を及ぼした大量降雨等、身近な危機が現実的に発生しております。そうした有事発生に備え本町では目に見える防災対策として、新型消防車両への更新配備を早期に完了するなど、積極的な取り組みを進めてまいりました。とりわけ新団発足以来、深刻な課題として危惧されておりました通信システムの更新は画期的なものであり、最新のデジタル波を採用したシステムによる通信環境の向上は、特に広域で同時多発する災害時に多大な効果を発揮するものとして一日も早い整備が待たれておりました。昨年度に設置工事を完了し、今年度より運用が開始されました高機能通信システムの配備により、今後はどのような災害対応が実現するのか。さらに4月より使用されている新システムの運用状況と活用事例を把握されておりましたらお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 防災行政無線の統合ですが、町合併以来の懸案事項でありました。平

成 27 年度に整備が完了し、今年度から本格運用を開始したところであります。

町内に 5カ所の中継局を設けました。半固定局ということで 7 台、車に積み込むという意味ですが、車載無線 68 台、持ち歩きができる携帯無線 79 台を配備しております。うち、車載無線 47 台、携帯無線 48 台を消防団に配備させていただいております。これにより有事の際の情報収集・伝達が速やかに行えることとなっております。

先日発生しました家屋火災においても、これまでであれば電波が届かない場所であったわけですが、現場から役場に逐一、あるいは逐次状況を報告することができました。

現在、町職員は、平常業務においても防災無線を活用しております。習熟に努めておるわけでございます。消防団では月 1 回の通信訓練を実施し、運用技術の向上に努めていただいております。

今後の運用としましては、消防団の各部に配備しました無線機により、大雨などの広範囲に及ぶ事象にあっても、町全域から情報収集、共有が可能となり、より迅速な判断、対応ができると考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 住民の目に見える防災対策を積極的に推進された結果、新型消防車両の更新がかなったところでは地域を上げてお祝いをし、住民ぐるみで防災に対する決意を新たにする機会とされました。

また、新しい無線機の貸与を受けた消防団では、機能を十分に使いこなすための訓練を繰り返し行い有事に備えております。こうした目に見える防災対策を早期に実現していただいたことに安心しながら深い感謝を申し上げます。

次に、本年度、計画されております主要事業につきまして、町民の皆様によくお伝えすることを目的にお聞きいたします。

まず、近隣市町に先駆け先進的な視点に基づき計画された「木質バイオマスエネルギーの活用推進事業」については、東日本大震災以降、安全で持続的に利用可能な再生可能エネルギーへの期待、そして安心・安全なまちづくりに向けた本町の方向性を示すものです。

さらに、中長期的な視点で本町の将来像を見据えるとき、自給自足的循環社会の実現を目指すことは、大変重要なまちづくりの要素になり得るものと捉えております。都会の生活環境と比較し、ない物ねだりに終始するのではなく、先人より脈々と引き継がれたふるさとの原風景を守るため「今あるものに注目し、その有効利用を図る。」としたこの事業の果たす役割は、そして効果は、多岐にわたり与えられました時間内にはとても言い尽くせませんが、

本事業の求める最大の効果は、町域の83%が山林で構成される本町が、その自信と誇りを取り戻すことに尽きると捉えております。町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら推進する新規事業の目的と内容、そして町長が描く本町の将来像をお聞かせください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 「町長と語るつどい」、3回かな、4回あって、私は1回しか出席できていないのですが、その中で二つ皆さんに私の思いを伝えさせてもらっております。その一つが森林資源を生かしたまちづくりということであります。もう一つは人材育成という視点で、出産・子育て・教育にわたる話をさせてもらっているのですが、そうした意味合いで答弁をさせていただきます。

町域の83%を占めます森林は、本町の大切な資源であります。「京丹波町森づくり計画」に基づきまして、森林資源を生かす取り組みを進めているところでございます。

平成26年度からは、木質バイオマスエネルギーを活用した地域熱供給システムの構築に向け、外部有識者や町内事業者等で構成します「京丹波町木質バイオマスエネルギー活用推進委員会」で意見を聞きながら、調査・検討を進めてまいりました。その結果、和知地区の「特別養護老人ホーム長老苑」と「わちエンジェル」に木質バイオマスエネルギーを導入することが有効と判断いたしました。

今年度については、これまでの調査・検討を踏まえて、長老苑横の町有地に木質バイオマスボイラーを設置しまして、熱導管を敷設して温水を供給し、長老苑の空調と給湯、わちエンジェルの空調にその熱を利用することといたしました。

また、森林資源を初めとしたバイオマスをフル活用することにより、地域内の資源と経済が循環する仕組みを構築しまして、林業・農業・畜産業の活性化、新産業や雇用の創出を図るなどを目的に、本町のバイオマス活用の指針となる「京丹波町バイオマス産業都市構想」の策定を進めております。

京丹波町は、今あるものの中から「地域の宝」を発掘し、磨いていくことが重要であると考えております。今後とも、バイオマスを活用した産業の育成、あるいは地域活性化、雇用の創出等に向けて、一步ずつ着実に進めていく考えであります。

失敗のない施策を継続して実施していけるように、あるいは手戻りのないように、このことについては慎重に、しかも大胆に施策を遂行していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 木質バイオマスの先進地である下川町、専門的な見地からアドバイ

スをいただく京都大学の清水准教授、山林所有者や地域と連携しながら維持管理に努められる森林組合、また供給先として難しい判断のもと理解をいただいた事業所を初め、多くの関係者のご協力と郷土愛を結集した本事業が円滑に推進され、30年後、50年後には本町に大きな影響を与えた事業としてしっかりと根づいていることを期待いたします。

次の質問に移ります。

鳥インフルエンザの発生跡地については、構造物の計画的な解体撤去と並行し、跡地の利活用についてさまざまな議論がされてまいりましたが、このたび映画ロケ地として整備する活用策が示され、解決に向けた絶好のチャンスとして大きな関心が集まっております。

跡地の利活用については、長年ご迷惑をおかけしておりました跡地周辺の皆様、そして本町にとり歓迎すべき提案として今日までの経過、そして現在の進捗状況について町長にお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、梅原議員さんおっしゃったとおり、本当にこの鳥インフルエンザが発生したことで、京丹波町全域にわたって困って来ましたし、特に当該西部地区の皆さんには、ご負担であったというふうに私も思っております。ようやく思わぬ方向で明るい話題の場所になりつつあるということをもっと申し上げておきたいと思っております。

鶏舎の跡地利活用については、住民参加のもと検討・実施する方向となりまして、平成23年6月、地元住民の代表である西部環境保全検討委員会と京都学園大学、京丹波町の三者で跡地活用構想策定に関する協定が締結されまして、森林公園として整備し、ともに発展・成長する場所としていくことが定められております。

現在、森林公園の整備に向けた計画・立案と既存構造物の解体撤去を計画しているところでありまして、平成26年度には、建屋11棟の解体撤去を実施させていただきました。

こうした中で、平成27年8月に、京都府から提案をいただきまして、京都市内にある映画会社の「東映」「松竹」が、映画・ドラマなどを撮影する、ロケ地として高い評価をいただいているということを知りました。

映画等の撮影場所としましては、自然の中にあつて、広大な平地が存在し、京都市内から近接であることが重要であり、現在における森林公園整備構想の中で、その一部を夢と希望を多くの人々に提供することができる、映画ロケ地として活用したいと考えております。

また、当地におけるロケ地としてのニーズの高さもありまして、早々にも映画撮影が可能となるよう、先月末に南側平地部分、約2ヘクタールの基礎コンクリートの撤去と整備が完了いたしました。今後においては、残りの鶏舎等の解体撤去を行う予定としております。

また、現在、国の地方創生加速化交付金の活用で、ロケ地誘致に関する施策を総合的に展開する、いわゆる「ロケーションオフィス」の立ち上げ、あるいは関係する情報発信媒体の構築、地元食材を使ったオリジナルロケ弁当の開発やイベント開催など、あらゆる方法を駆使したまちづくりをイメージして検討を重ねているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 今回、映画ロケ地として整備を進めることについて、町長はそれどのような認識で受け入れながら、本町の将来的なまちづくりにどう生かされていくのか、町長が思い描かれる映画ロケ地の活用戦略についてお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 鳥インフルエンザ発生場所ということで、何とか解決したいということで、京都府中心ですけれど、いろいろ問題解決のために要望活動してきました。その際も言っていたのですが、非常にどことも終わったこととして、なかなか取り組んでもらえてなかったのですが、タイミングがよかったというのか、京都府から先ほども申しましたとおり、ロケ地を探しているという話を副町長と二人で行っていたときに聞かせてもらって、受けてみるかというような話でした。ぜひ受けたいということをまずお答えして、地元にそのことを諮らせてもらったんですね。こういう話があるのだけれど、どうでしょうか。地元もそれは決して拒むものではないと。森林公園は望ましいことで、そのことは整備してほしいけど、その中でロケ地として活用してもらうことについては、非常にうれしいというような話でありました。

そういう前段があって答弁になるのですが、映画撮影ロケ地の誘致については、多くの人々に「夢と希望」を提供する映画作品を生み出す聖地となり、町内外に発信することで、まちのイメージ戦略、あるいは町民への経済効果の波及が期待できると思っております。

主に、今、世界的にらしいのですが、時代劇が非常に高い評価を受けていると。時代劇の中で、日本の伝統文化・精神文化というものを発信したいと関係者から話をいただいています。私もそれは本当にありがたいというかよいことなので、協力していきたいと思っておりますが、基本的には、ここで申しておきますけれど、町の単費と言われる予算を幾らでもつぎ込むとか、そういう考えは一切持っておりません。とにかくいろんな形でこのことが実現したらよいなと思っております。

また、本町が有します豊かな森林資源、あるいは里山資源、地域循環型社会の基盤となる直接的利用価値を有するとともに、本町全体が撮影地としての潜在的な魅力を秘めた、間接

的利用価値を有しているものと考えておりました、鳥インフルエンザ発生農場跡地をロケ地誘致の機軸として、町全体が撮影地として注目を集めることで、今後、本町も魅力を映画やテレビモニターを通じて、全国、さらに世界に発信できることを期待しているということでもあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 平成7年に旧丹波町の養鶏場で発生した鳥インフルエンザは、地域に深い爪跡を残し、それは離れた場所で暮らす者にははかり知れない深刻な苦痛であったと考えます。そのような経過にありながらも、地域の皆様とともに見出された明るい方向性に期待し、心からの安堵をいたしております。

それでは、次に、必要な地域支援のあり方について質問いたします。

本・支所による地域支援については、本町まちづくり施策の基軸として継続した取り組みを進めながら、地域住民と一体となり取り組むことで数多くの実績を積み重ねてまいりました。

このような取り組みの成功事例として、竹野活性化委員会さんによる積極的な活動が上げられますが、全てを行政任せにすることなく、地域を思いやる熱い思いを結集した地域づくりを目指し活動を進められていること。さらに、地域支援担当職員の努力は欠かせない要件として各地域に根づいております。

私の身近なところでは、JR和知駅とその周辺の衰退を憂慮し、住民みずからが苦勞しながら汗をかき、存続と活性化に向けた活動を長期にわたり継続されております、和知の駅を守る会、駅前活性化委員会の皆様、そして廃校になり見る影もなくなりつつあった旧小学校跡地を見捨てることなく、生涯スポーツの拠点として再活用することにより、地域コミュニティの維持や高齢者を温かく見守る場所づくりを夢見て、多くの賛同者を得ながら、荒れ果てた校庭を芝生グラウンドとして生き返らせた和知第二小学校跡地活用を推進する会の皆様が精力的な活動をされております。

昨年6月に1万4,000株の芝を植えたグラウンドは、ボランティアの手による散水、施肥、刈り込み等の作業が年間を通して続けられた結果、見事に芝生が成長し、既に競技に使用される状態となっております

跡地活用を推進する会の皆様は、今年度に建設が決定した屋根付き多目的施設の完成を待ちわびながら、この施設が新しい交流拠点として町内外の皆様に広く利用され、町全体が元気に暮らし続けられる町となることを願われております。

同様に、和知北部地域には、自然体験型交流施設「ウッディパルわち」があり、地元下栗野区の皆さんにより維持運営をされております。

本年は、同施設の運用が開始され、20周年の節目を迎えることから、住民による手づくりの記念式典が開催されまして、小さなお子様からご年配の方まで区全員の方が参加され、実にほほ笑ましい空気感が強く印象に残る催しに参加させていただきました。私は、久しぶりに足を踏み入れたことを大変申しわけなく思い、周囲を見渡すと建物外壁の塗装が経年劣化によりはげ落ちた状態で放置され、大変見苦しい状態となっていることに気づき、施設の管理をお世話になっております方に修繕を進言したところ、日々の運用だけで難しいやりくりをしていて、とても施設の財源だけでは大規模な修繕はできない。だからと言って、安易に支援を求めることはできないので、みんなで知恵を出し合い何とか頑張っているとのまことに厳しい現状をお聞きいたしました。

この施設には、ゴールデンウィークや夏休みになりますと、町内外から多くの家族連れが泊りがけでお越しになり、川遊びやキャンプを通して本町が有する豊かな自然を満喫されております。

町長もお忙しい公務の合間を縫って参加され、住民の手づくりによるほほ笑ましいイベントの空気感、そして劣化が進行している建物の現状をつぶさに確認されたことと思いますが、地域を上げて懸命に維持と運用に取り組みながらも、手のつけようのないハード面の管理については、行政として何らかの支援を行うべきものと考えます。

先に述べましたように、今町内各地で展開されている活性化組織は、行政による支援頼みの活動ではなく、地域支援担当職員のアドバイスと協働を受けながら、まずはみずからが汗をかき行動することで進めるまちづくりを共通して実践されております。

このように、明るく健康的な地域の存続をひたすらに願いながら、日々精力的な活動を続けられている皆様の活動に対し、行政として必要な支援のあり方を町長はどのように考え進めていくのかお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 「ウッディパルわち」は、京丹波町和知地区北部の観光の拠点であり、毎年町内外から多くの利用客が訪れる観光スポットとなっております。

施設の管理運営は、地元下栗野区に運営委員会を設置していただいて、町において整備した施設を管理いただいているところであります。

町における運営支援としましては、施設の維持に必要な修繕、大型備品の整備・購入、浄化槽の保守管理を行っております。今後も引き続き地元と連携を図り運営支援をしてまいり

たいと考えているところですが、私の基準というのは、職員が後ろにいるのではっきり言うておくのですが、とにかく地元の人が一生懸命活用して楽しんでいただいているその施設については、全面的にバックアップしたいという基準で今日まで取り組んでいます。

今、梅原議員さんがおっしゃったので名前を出すのですが、竹野活性化委員会にしましても、食彩の工房というのがありました。ご承知のとおり、指定管理をして非常にお金を持ち出すことが多かった。地元は全然活用されていないというのを本当は好ましくは思わずに、やっぱり経緯があるので経緯も尊重してきたと。だけど、私が町長を就任してから、やっぱり地元中心になったでしょ。だから全面で支援していく。篠原もおっしゃったから、あれも地元が気張ってるから全面的に協力する。質美の小学校だって一緒ですよ。閉校された後ね。地元の質美の人が一緒に活用された。だから全面的に支援するというような方針を持っております。「ウディパルわち」も、今言われたとおりなんですよ。地元の人があれだけ集まって喜んでるんですよ。よそから来る来んなってその次の話なんです。よそから来ることを阻害するものではないと。自分らで楽しんでるところには、「ああ、よいな。」と来てくれはることは大歓迎するというような観光のあり方を目指しております。

そういうことで、全面支援したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 大変、地域にとり温かいご理解を賜りましてありがとうございます。

それでは、最後の質問として、安定して継続する体制の構築についてお聞きいたします。

本年は、昨年発足後10年の節目を迎え、また、さらなる10年を目指しながら歩みを進めたところです。当初は、相当な困難な中での運用が始まりましたが、その後は困難をきわめつつも、着実な行政運用を進められた結果、健全な財政の維持と向上を果たされていることは、長年にわたり膨張を続けてきた債務の大幅な縮小、また特定基金の積極的な積立て状況等が正確な数字としてあらわしております。

特筆すべきは、まちづくりの基本とも言える住民サービスを一切ないがしろにすることなく、むしろ要望に基づく各種新規事業を数多く実現しながら、財政健全化が図られているところです。

今日まで寺尾町長が示されました明確な政治姿勢を高く評価すると同時に、再編後には年々減少する人員の中で最大限の努力をし、増加する新規事業に取り組んでいただいた職員の皆さんのご苦勞は、本町が良好な町政運営をたどる中で見逃すことのできない要素として確実に存在しております。

そのような経過の中で、本町の人的財産とも言えるべき豊富な経験を持たれた優秀な人材が

制度に従い働き盛りと呼ばれる年齢で退職されていきます。こうした有能な人的財産の流出を防ぐため、民間の現状を参考としながら定年制を再考すること。あるいは再雇用制度の徹底した推進を提案します。

こうした本町の有する人的財産の保全について町長の考え方をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国においては、原則60歳としている定年の延長は行わないこととし、「再任用制度」を活用することにより、65歳まで継続して働ける人を増やしていく方針にあります。

本町におきましても、再任用制度の活用（役職定年制の見直し）等により、人材確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 役場内に新鮮な空気と発想を持ち込む新しい人材の確保は、大変重要なものであり必要とされるものです。

同様に、再編後10年間に蓄積された行政経験、特に混乱期を苦労しながら乗り越えてきた実績は、大変貴重なものであると考えます。

このような平時での職務経験に加え、私が提案する理由は、近年相次いで発生した自然災害を目の当たりにし、住民の誰もが災害の発生に不安を感じながら毎日の暮らしを続けておられます。

冒頭にも申し上げましたように、万が一の発災時には、過去に実災害対応の経験を有する職員、また各部署において指揮をとった幹部職員が有する貴重な人的財産は、新人職員には到底期待することができないものであり、本町にとり必要な防災力と考えております。

こうした貴重な財産の流出を防ぎ、本町内で生かし続けるために定年制を見直すとともに、利用しやすい再雇用制度の充実と広報をいま一度強くお願いいたしまして、私の質問を終わります。皆さんありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、梅原好範君の一般質問を終わります。

次に、山下靖夫君の発言を許可します。

山下君。

○7番（山下靖夫君） 改めまして、おはようございます。

私は、平成28年第2回京丹波町定例会におきまして、通告書に基づきまして一般質問を行います。

まず初めに、寺尾町長におかれましては、体調不良につき検査入院をされると聞きまして、一時は心配をいたしました。6月2日に無事退院をされたと聞き及びまして、ひとまず安心したところであります。

また、本日は、本会議にもご出席いただいたことは大変うれしいこととあります。大事な時期ですので、ゆっくり養生していただきたいと思っておるものであります。

また、4月14日には、今もありましたとおり、熊本に大地震が発生いたしました。お亡くなりになった方のご冥福をお祈りし、また被災された方々の一日も早い復旧と復興されますことをお祈りいたします。

では、大震災につきましてお伺いいたします。

熊本震災から50日が経ち、5月24日、新聞報道では49人の死者、安否不明1人、関連死20人、負傷者1,742人、住宅被害が9万9,000戸と多くの方々が被災され苦しんでおられます。一月もすれば、新聞もテレビにも取り上げ方が少なくなってしまっております。新聞の片隅に地震被害状況として小さく数字が載っており、また熊本地震救援支援金受付けの案内が出ています。どうしても他人ごとでありますから、日常の生活から私たちは薄らいでまいります。何もできなくとも、心だけでも冥福を祈り、復興を祈り続けたいものであります。

近年、阪神の大震災、東日本の震災、今回の熊本大分の震災と大地震が発生いたし、甚大な被害をもたらしています。

本町にも、三峠断層、殿田－神吉－越畑断層が走っており、また周辺には上林断層もあり、安閑としておられないと思います。いつどこでどのような災害があるかわからない。昔から怖いものに「地震、雷、火事、親父」という言葉がありますが、火事や親父は人間の努力によって回避できるものであります。地震・雷は恐ろしい自然現象で、人間の力では防ぎようがありません。

そこで、本町の具体的な地震対策及び対応策をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町における地震対策ですが、「京丹波町地域防災計画」の「震災対策計画編」において定めております。

その基本理念としましては、防災施設・設備整備のハード部分と情報・教育・訓練のソフト部分の両面から取り組みを進めることとしております。

さらに、今後におきましても地域防災計画を基礎に、予想されます大規模地震などの災害に対して、災害時要配慮者情報の共有を進めるとともに、消防団等を中心にした防災訓練の

実施を検討するなど、「災害に強い人・もの・しくみ」づくりの具体化を図ることで、減災へ向けた取り組みを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 続きまして、京丹波町における地震についてお尋ねいたします。

近い将来地震は必ず起こる。太平洋沖にある南海トラフでは、プレート境界が発生する東南海地震が定期的に発生してきました。近い将来にこれらの地震が発生すると予想されております。今後30年以内に発生する確率は南海地震が50～60%、東南海地震が60～70%と考えられています。これらの発生率は、8年前の平成21年の1月1日に現在の防災マップにも載っております。既に4年余りが無事経過しております。本来ならば、30年のところ23年以内と訂正すべきところではありますが、今も30年以内となっております。30年以内と23年以内とは、国民の受けとめ方が大きく違うので、気象庁も気を使い先延ばしをしているように感じているところであり、それほど地震の予想は難しいものだと思います。

しかし、4月1日に三重県の南東沖で発生したマグニチュード6.5の地震について、南海トラフにつながる可能性のあるプレート境界地震との見解が明らかにされました。我々にも心の準備を促しているのだと思いますが、一方においては、私たちに大きな不安を与えているものであります。事実近いところでは、大きな地震によって多くの方がなくなった地震を拾い上げてみますと、89年前の昭和2年、北丹後地震、マグニチュード7.3で、2,912人の方がお亡くなりになり、当時、丹波地方からも救援に出かけられたと聞いております。そのときのことを知っている人はもう少なくなっておりますが、また、それから16年後の昭和18年、鳥取地震、マグニチュード7.2で、1,083人の方がお亡くなりになり、また、5年後の昭和23年、福井地震でマグニチュード7.1で、3,769人の方が亡くなり、また記憶の新しいところでは、平成7年、阪神大震災で6,434人の方々がそれぞれお亡くなりになっております。このときは合併前でしたので、町や個人、団体も救援にかかわってまいりました。

このように、各地に大地震が起こってきていますが、本町は大地震は免れてきましたが、有史以来、地震災害があったのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町に影響のあった地震としましては、昭和43年8月18日に発生しました和知地震があります。80数回にわたり余震が続き、和知地区では落石、あるいは

道路のひび割れが発生した記録がございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） この和知地震につきましては、私たちも体感したところであります。そのように、どこでどのような地震が起こるかわからない。町内に2カ所のダムがございますが、そこの大野ダムにおきましては、建築後、かなりの年数が経っておりますので、震度6以上に耐えられるのか、また、町内の二つのダムは、地震対応につきましては、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ただいまのご質問でございますけれども、町内にありますダム、和知ダム、大野ダム、それから新たに畑川のダムということでございますけれども、畑川はもう直近でございますが、和知ダムなり大野ダムにつきましては、設置からかなり年月が経っているところでございます。ただ、本町といたしましても、そういったダムの耐震の強度、度合いでありますとかそういった情報につきましては、十分承知をしていないというのが現状でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） にわかな細かい質問になりましたので、準備ができていなかったように思います。

実際、大野ダムが決壊といいますか破壊されますと、下の和知ダムにも大きな影響があり、またそれが本庄、中とかいろんなどころに大きな災害をもたらすものであるというので、早急に強度を調べていただいて、無事事故のないようにしていただきたいなと思います。

次に、京丹波町防災マップについてお伺いいたします。

京丹波町防災マップは数年前に各戸配布されまして、集落でも説明会があったように思いますが、今回の熊本地震を機会に防災マップをもう一度目を通してみました。皆さんはよくご存じであると思いますが、災害に関する情報が詳しくたくさん説明されております。ここに改めて感心をいたしました。例えば、災害に備えてということで水害について、土砂災害について、地震について、それから京丹波町の地震防災マップ、一次避難所とか二次避難所、それから土石流による被害のおそれのある箇所等々の説明が載っております。このようなすばらしい資料をいただきながら、災害について家庭内で十分な話し合いができていないことを大いに反省しました。お互いにこれは各家庭で常に頭に入れておくべきだというふうに感じました。

そこで、防災マップの改訂版が配布されると聞いておりますが、マップを見る限り、避難所に行く道中が危険だと思える箇所や避難所が土石流による被害のおそれのある区域にあたり、見直しをする箇所があると思えますが、その訂正について、また、配布の時期はいつ頃かをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成29年度において改訂版を作成する予定としております。

今年度、町内全ての土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定が完了する予定にもなっております。また、高屋川、須知川の警戒水位の見直しが、京都府においてなされることとなっておりますので、それらの内容を反映する計画としております。

今年、ご承知のとおり、水呑と猪鼻の土砂災害にかかわっての避難訓練をさせてもらったのですが、そのことによって各区長さんから避難経路についていろいろ教えてもらったというようなこともわかってきておりますので、一層、避難訓練も真面目にやっていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 本当にマップではわからない、実際とは違うところがありますので、それぞれの地域でもう一度検証をして、平成29年度のマップ配布のときにはいいものができたらうれしいなと思います。

マップの中に耐震診断について書いてありました。延べ面積が240平方メートルとなっておりますが、平成23年度に改正されました条例では、診断士の金額が2万8,000円の町の負担が4万8,000円になっております。その訂正とかはもちろんされると思うのですが、それから、耐震改修計画、設計と工事の見直しをされる場合に、1件に最高90万円を超える場合は90万円、また、簡易な改修の場合は30万円を限度とするというようなことがうたってあります。今年の予算面でどこに計上されてあるか見たのですが、見当たらなかったのので教えていただきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 土木建築課の耐震改修の予算ということで計上をさせていただいております。予算書がありませんので、ページで何ページのここということとはちょっと申し上げられないので申しわけありません。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） それでは、もう1点、希望を述べさせていただきます。

マップが大きいんです。地図はよくわかるのですが、その説明書、いろいろ注意書きが書いてあるのですが、それをどうしても見ていたら破れます。それで、もう少し工夫を考えていただきたいなと思う点と。

それから、先ほど申しました断層が走っているのですが、それを地図を合わせるのですが、果たして私の土地はどこにあるのだということがわかりづらいんです。土地名が書いてありませんので、その点を今回発行されるのであれば、せめて大まかな地名を入れてもらったら、私のところは危険なところだなということがわかりますので、その辺を希望いたします。希望ですので、次に移らせていただきます。

耐震性についてお尋ねいたしたいと思います。

全国の自治体、庁舎の約3割が耐震性なしと診断されたことが、5月13日の総務省消防庁への取材でわかったと新聞報道がありました。一旦災害が起これば、災害対応の司令塔となる庁舎の被害は、人命救助や被災者の救援活動の遅れにつながるおそれがあります。京丹波町の庁舎や瑞穂・和知支所の震度6以上を想定した耐震基準を満たしているかどうか。

それから、災害時に24時間体制で傷病者を受け入れなくてはならない京丹波町病院や和知診療所の耐震性はどうか。

京都府では、173の病院では、耐震化率が58.4%であったと報じておられます。

それから、一次避難場所の公民館、質美公民館は建て替えの計画中でございますが、他の公共施設は耐震基準に合致しているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町病院及び京丹波町病院和知診療所では、建築確認申請時に耐震性についても各規定に適合しておりまして、耐震基準は満たしております。

また、避難所に位置づけております公民館等の施設につきましては、各区において維持管理をしていただいております。町としましては、平成26年度に公民館等耐震化補助金を制定しまして、耐震診断、あるいは耐震化工事に対して補助をさせていただいているところでございます。

また、避難所に位置づけている町の管理する施設は5カ所でございます。生涯学習センター、旧須知小学校、健康管理センター、畑川浄水場、山村開発センターみずほであります。うち、新耐震基準以前に建築されました施設は2カ所、生涯学習センターと旧須知小学校となります。

これらの施設につきましては、耐震化も含め、今後の利活用のあり方について検討してまいります。

また、震災だけを考えると、耐震化の問題で使えなくなる可能性もありますが、豪雨災害など地震以外のあらゆる災害を考えなければなりません。町内に避難して使える施設がたくさんあるわけではありませんので、耐震化ができていない施設についても、その時々状況に応じて活用をしていくこととしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） ありがとうございます。

答弁いただいたでしょうか。本庁並びに各支所、瑞穂、和知の支所はどうでしょうか。私が聞き漏らしたかもしれませんが。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 防災拠点となります本庁舎、あるいは両支所の状況でございますけども、ご承知のように、本庁につきましては、築五十六、七年という年月が経過をしております、十分地震に耐えられるものではないという状況でございます。本年度から新庁舎の建設という部分も事業を開始をしておりますので、速やかな施設の整備に向けて対応をしていくところでございます。

また、両支所におきましても、瑞穂支所におきましても、築かなりの年数が経過をしている状況にございまして、大きな地震に耐え得る施設とはなっていない状況でございます。

また、和知支所におきましても、昭和五十四、五年だと思っただけですけども、建設をしております、鉄骨づくりということで一定の強度は保てているところではございます。

いずれにいたしましても、防災の拠点となる施設でもございますので、十分耐震の調査等も検討をする中で、その活用につきましても考えていきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） それでは、2番目、熱中症とエアコン使用について、教育長にお尋ねしたいと思います。

気象庁は、エルニーニョ現象が6月までに収束し、8月までにラニーニャ現象が発生する可能性が浮上すると発表しています。ラニーニャ現象が発生すると、日本海付近では太平洋高気圧に覆われやすくなり、猛暑になる可能性がある。事実、同じ現象が起きた平成22年には、夏の平均気温が統計をとり始めてから過去最高になりました。熱中症は、高温環境のもとで体内の水分や塩分、ナトリウムなどのバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害であると言われております。

全国では、クラブ活動中、熱中症事故が多発し救急搬送されております。

中学1年生のとき、バドミントンの部活活動中に熱中症になったことが原因で脳こうそくを発症し、左半身に麻痺が残ったとして大阪府東大阪市内の短大生が市に5,600万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は400万円の賠償を命じた。体育館に温度計を設置していなかった点を注意義務違反として認定し、温度計があれば練習の中止や軽減を検討できたと判断した。発生当時、日本体育協会が出した指針に基づく熱中症の対策、「広く周知され、教育関係の一般義務となっていた」と「気温を管理しながらの部活活動は煩雑だとしても、生徒の安全をおろそかにしてはならない」と強調し、冷房の使用や運動の軽減、休憩の水分補給など、部活動の安全な実施が求められていたと指摘をしたと、5月25日の新聞報道はされていました。体育の時間や部活動中に指導者の熱中症の対応が問われることになり、熱中症賠償命令の事例であります。

そこで、学校における熱中症の取り組みについて、どのようにされているかお伺いいたします。教育長、お願いいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 小・中学校におきましては、適切な水分補給ができるように、児童生徒に水筒の持参、あるいはまた学校でもお茶等の用意をするなど、熱中症対策を進めております。

今、ご指摘もありましたように、中学校では、休日の部活動、とりわけ運動部の生徒の体調管理については、スポーツドリンク等の使用についても認めておるような状況であります。

また、学校では、グリーンカーテンの設置による学習環境の整備、教職員を対象とした熱中症対策の研修の実施など、こうした対策も進めております。

施設設備面としましては、昨年度、中学校・幼稚園での空調設備の導入、そしてまた今年度については、全ての小学校での空調設備の導入を進めるべく準備をしております。

今年度、ご指摘もありましたように、特に猛暑が予想されておりますので、学校・園とともに緊張感を持って熱中症対策に万全を期したいと考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 今、お話もありましたけども、子どもたちも水筒を持参してお茶を持ってこさせると。それはどうなんですかね。授業中も各自は飲めるようになっているのでしょうか。それとも休憩中に飲めとか、そういう指導があるのでしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 一般的に言えば、休憩中ということになります。ただし、状況によ

り、特に体育等の授業については、それぞれの状況下で教職員が適切に判断するものと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） いつでも冷たい水を提供する冷水器を設置しては、子どもたちが小まめな水分補給ができたらいいなと思うのですが、熱中症予防には常温水よりも冷水のほうが効果的と言われております。

そこで、学校に冷水器（ウォータークーラー）を設置してはどうかと提案いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今、ご提案をいただきました学校へのウォータークーラーの設置につきましては、現在、和知中学校に既に設置がされております。和知中学校での利用の状況、あるいは効果、衛生管理面、コスト面など総合的に今後検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 次に、冷房設備使用基準についてお伺いします。

各中学校におきましては、空調設備が完備しまして、この冬には暖房も使用されたと聞いております。いよいよ暑い夏場に向け、快適な環境の中、勉学がしやすいようにエアコンが使用されることとなりますが、空調設備の使用基準についてどのようにされているかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 先ほど申しましたように、平成27年度に中学校・幼稚園におきまして空調設備を設置をし、昨年12月から使用を開始したところであります。空調設備の使用基準については、各校・園ともが共通して生徒・園児の健康維持と適切な学習環境の確保ができるよう、教育委員会において定めております。使用期間は、夏季においては7月から9月、冬季は12月から3月までとし、設定温度は、夏季は28度、冬季は20度と定めておりますが、状況により、それぞれ校・園長の判断で弾力的な運用を可とすると定めております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） ありがとうございました。

次に、省エネについて、今、冷房なり暖房器具につきましてあったわけですが、かなり冷房なり暖房には電気の消費量はたくさんになると思うのですが、特にこれから夏場はわからないのですが、昨年度からこの春にかけての暖房によりまして、例年より電気量がどのようにたくさんになったか推移がわかっているればお知らせ願いたいと思います。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） 電力量までは把握していないわけですが、電気代だけでいいと、約25%ほど電気代が増えております。その分、灯油代とかの分は減っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 空調設備を有効に使用されまして、子どもたちが楽しい学校生活ができますように、よろしく願いをしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、山下靖夫君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。10時25分まで。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時25分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、山崎裕二君の発言を許可します。

山崎君。

○9番（山崎裕二君） ただいまより、平成28年第2回定例会における山崎裕二の一般質問を始めます。

通告書に基づき五つの質問を起しております。答弁をよろしくお願いいたします。

まず一つ目に、須知高校への通学利便性の向上について質問をいたします。

町における須知高校のあり方懇話会の意見提言書において、須知高校への通学利便性の向上をとの提言がある。どのように取り組んでいくのか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町における須知高校のあり方懇話会において、広く生徒を募集するためには、須知高校に通学する際の交通手段や費用負担の軽減など、通学しやすい環境づくりも必要であると意見がありました。

本町では、町営バスの通学定期半額助成を実施しておりますが、須知高校の活性化に向け、通学しやすい環境づくりは重要な課題であると認識しております。多方面から通学があり、

ニーズは多様であります。議論を重ね、よりよい支援策を見出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 関連で再質問をします。

須知高校に通う生徒、さらにはその保護者たちの生の声を汲み上げ、具体的にできることを一つでも積み上げていこうとする体制づくりはできているのか、担当課長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 現時点ではできておりません。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 二つ目ですが、瑞穂地区の須知高校生で、町営バス利用促進助成金の交付を受けている生徒は何人か、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町営バス利用促進助成金の交付申請はございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 4月に入ってすぐ、ある須知高校の保護者の方から旧瑞穂町の須知高校生は、町営バスを利用して登校することができない現状をおわかりいただいているのでしょうかというメールをいただきました。ちょっと紹介します。

質美地区、三ノ宮地区、梅田地区、桧山地区の須知高校生は、町営バス質美線、猪鼻戸津川線、小野鎌谷線で桧山駅に7時50分に到着しても、JRバスでも桧山から須知高校までのバスがなく、自転車通学を余儀なくさせられています。桧山駅を8時頃に須知高校に向けて発車するバスがあれば、危険な自転車運転をしなくて済むことができ、安心して通学させられます。この状況を改善いただけないでしょうか。

また、先日配布されたバス時刻表を見ると、和知方面・下山方面の2台のバスは通学時間にあったバスダイヤが組まれており、通学可能で町の助成制度の恩恵を受けておられると思います。町内の皆が平等に新しい制度が受けられないか。町内の皆が平等に制度が受けられないと、せっかくの制度が私たちから見れば絵に描いた餅にしか見えません。ぜひよろしくお願いしますという内容でした。

そこで、改めて三つ目ですが、質美線、小野鎌谷線、猪鼻戸津川線の3路線は、須知高へ

の通学に適した時間帯に、桧山から須知高校までのバス運行がないため、遠距離を自転車で行き来する通学生が多く、大変危険だと聞いている。特に冬場や雨の日は危険と。須知高校生の行き帰りや桧山停留所の町営バス発着時間に合わせ、須知高校着発の町営バスを運行する考えはないか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町営バスは、基本的に、民間バス事業の廃止路線の代替輸送として、自家用有償運送、白ナンバーによる輸送が認められているものであります。

桧山駅・須知高校間など国道9号はJRバスが運行しておりますので、まずは、JRバスに対して相談する必要があると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 確認します。

先ほどの保護者の方の分析の示唆は懇話会の中で出なかったのか、また、現役の須知高校生やその保護者に対して、答申前に懇話会の意見提言書案へパブリックコメントのようなものを求めるといったような手続きはそもそも念頭になかったのか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 一つ目の意見の汲み取りでございますが、懇話会においてはしておりません。

それから、パブリックコメントにおいては、議論の過程では計画にございませんでした。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 実際、憂慮されている方がいるわけです。須知高校への通学利便性の向上を実現していく具体的な手だてをどのように考えていくのか、担当課長に再度答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 通学の利便性の向上に関しましては、本町とまた須知高校とともに議論して、先ほども町長の答弁にございましたように、通学にかかわる支援策を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 二つ目、災害時の対応整備について入ります。

2月26日、金曜日にアップロードの茨城県瀧ヶ崎市のホームページに、市保有の非常災

害用備蓄食料を全て食品アレルギー対応にしますとあります。

その中で、「茨城県内の市町村では初めて、また全国的にも、ほとんど例のないこの取り組みにより、例えば保護者の方が市外の職場などから帰宅困難になり、子どもだけで避難する事態になっても、市保有の備蓄食料であれば、アレルギー症状の有無による飲食可否の食品について判断を誤る心配や、知らずにアレルギー食品を食べてしまい症状を悪化させるなど、命にかかわる危険性を低減させることができるのではないかと考えます。当市は、いわゆる公助という観点から、災害という非常時であるからこそ、みんなが心配なく同じものを遠慮なく食べることができる環境の確保に努めてまいります。」としています。

東北大震災から3カ月後の平成23年6月議会の坂本議員の一般質問で、アレルギー対応食品の備蓄はとの質問があり、現在対応はできていないので、更新時などに対応・検討したいとの答弁がありました。

平成27年3月公表の避難所の運営等に関する実態調査、市区町村のアンケート調査調査報告書によると、指定避難所に食料や水の備蓄をしている全国の市町村のうち、食料アレルギーに配慮した備蓄をしていない自治体が36%という結果となっています。

また、平成27年8月に日本小児アレルギー学会より、大規模災害対策におけるアレルギー用食品の備蓄に関する提案も出ています。

子どもと保護者が別々に避難した場合、避難所で配られる食料にアレルギー物質が含まれているかどうかの判断をするのは困難と察します。避難した全ての方々に配慮した環境構築のためには、命にかかわる危険を低減するアレルギーに対応した食品の完備が必要です。

学校給食では、3月議会の予算委員会で、町食物アレルギー対応マニュアルに基づいた対応がされていると。その中で、坂本議員の一般質問によると、小学生27人、中学生13人に何らかのアレルギー対応をしているとの答弁がありました。

そこで、一つ目、改めて言いますが、災害時、子どもと保護者が別々に避難した場合など、避難所で配られる食料にアレルギー物質が含まれているかどうかの判断は困難と察します。全ての避難者に配慮した環境整備のためには、命にかかわる危険を低減するアレルギーに対応した食品の管理が必要である。アレルギー原因となる27品目を使用しない食品の十分かつ適正な備蓄など、町保有の非常災害用備蓄食料の食物アレルギー対応は進んでいるのか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） アレルギーに対応した備蓄食料の状況でございますが、主食となる備蓄食料9,930食のうち、アレルギー対応のワカメご飯250食、乳成分が含まれている

梅粥が2,000食、小麦が含まれている乾パンが7,680食となっております。

また、新生児や育児用粉ミルクにつきましては、約900食中、96食分がアレルギー対策ミルクとなっております。一定の対策はできているものと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 昨年の10月末に、新しく尾西食品より小麦・乳・卵などの特定原材料とアレルギー物質27品目を使わず、米粉を使用したクッキーの発売がありました。こういった備蓄食料の導入も計画的に進めているのか、担当課長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 備蓄物資につきましては、ただいま町長が答弁したところでございますけれども、5年をサイクルとしまして、順次更新を行っているところでございまして、今後におきましてもアレルギー対応の非常食につきましても、順次整備はしていきたいというふうには考えております。災害時のことでもありますし、議員ご指摘の部分もございまして、町としましても配慮をしていくという方向で対応をしまいたいと考えております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 二つ目ですが、二つ目の項目は、2月の商工会の皆さんとの懇談会で、現在も区長を務められている、昨日確認したら区長会の会長さんでしたが、提案があった件を踏まえています。

その質問を起こしておりますが、新聞記事によりますと、東日本大震災の発災直後、家族や友人の安否を確認しようと固定電話と携帯電話による音声通話が集中したと。NTTドコモの発表では、携帯電話の音声通信量が一時通常の50～60倍に上がったと。110番などの緊急の通話を確保するため、同社は最大で90%の通信を規制。つまり、電話を10回かけて1回つながる程度であったと。固定電話でも同レベルの規制が行われたと。

一方、メールなど、携帯電話によるインターネット利用は通信規制が行われなかったり、規制を実施した事業者でも割合が最大30%かつ一時的なものであったと。その理由は、データを小包（パケット）のように分割して送る仕組み（パケット通信）を採用しているため、一度に大量のデータを送る必要がある音声通話とは異なり、極端に通信量が増えることもないからだ。そこで緊急時に強い連絡手段として注目されたとあります。この前の熊本大震災のときも、こういった報道が続きました。

そこで、二つ目ですが、災害時、通信規制のため、電話などが極端にかかりにくくなるのに対して、メールなどのインターネット利用は、通信規制がなかったり、小規模・一時的な

ケースがほとんどで、緊急時に強い連絡手段として機能する。他方、公民館などの避難所におけるW i - F i 普及率は低位のままである。避難所などへのW i - F i 整備を進めるため、自治体などに対して、費用の一部を補助する事業もある。これらの活用検討なども行いつつ、有事に備え、公民館などのW i - F i 化を拡充していくべきではないか、町長の見解を求めます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、公衆無線LANの整備の計画はありません。これまで、公民館等の公共施設にはケーブルテレビ、告知端末による情報機器の設置を進めてまいりました。さらには、有事の際に情報伝達、収集する手段として、防災行政無線を昨年度整備し対応を進めております。まずはこれらのしっかりとした活用を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、答弁いただきました。

では、避難所などへのW i - F i 整備を進めるため、自治体などに対し費用の一部を補助する事業について通告書に落とし込んでいます。

では、この事業についてどのように調査・研究・分析をして、いかなる評価をして、先ほどの答弁に至ったのか、担当課長の答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まずは、ただいま町長が答弁をいたしましたように、本町におきましては、災害時等の対応というところで、ケーブルテレビなり告知端末というものを随時整備を図ってきたという経過がまずあります。その中で、ケーブルテレビにつきましても、有線であるというところではありますので、そういったところを補完する意味で防災行政無線の整備も進めたという状況でございます。

まずは、今回の答弁の基礎となりましたのは、以上の2点になろうかと思えます。

また、南丹市におかれましても、新聞報道でもありましたように、W i - F i を活用して施設に整備をされたというような事例もございます。必ずしも同じ状況にはならないわけですが、本町といたしましても、そういう補助事業もあるということも承知はしているところでございますので、今後、十分検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 区長の方からも要望は出てくると思いますので、また真摯に対応いただくように求めておきます。

三つ目ですが、町に住む外国人は、2015年末現在150人ほどで、人口の約1%を占めています。

近年、福祉施設や工場や東南アジアの研修生の雇用を増やしている背景もあり、フィリピンやベトナムなど4カ国の出身者は計50人超と南丹市の38人を上回っているような状況です。

町には、外国人向けの多言語の避難場所案内冊子やハザードマップはなく、原子力防災や土砂災害などの訓練も外国人が参加しやすい内容ではないという指摘もありました。

そこで、三つ目ですが、町内在住の外国人の方は、昨年末で150人、人口の1%を占める。外国人の方の孤立を防ぐ防災対策の強化に取り組むべきではないか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨年から国際交流協会において外国人向けの防災対策の取り組みを実施されております。本町も協力をさせていただいてまいりました。

今後におきましても、機会を捉えて資料提供や啓発に努めてまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） あわせて、近年急増するイスラム文化圏からの訪日観光客や留学生、在日ムスリムの方々を対象に、イスラム教の教義に適合した食品であることを示すハラル認証を取得した食料の備蓄など、イスラム文化圏の方に配慮した備えなどは考えているのか、こういったところも担当課長の答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在のところ考えておりません。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 四つ目ですが、平常時はベンチとして、災害時はかまどとして、炊き出しが可能なかまどベンチや、既設の下水管を活用する仮設トイレで、上部を外すだけで利用することが可能なトイレスツールなどがあると。市販されているものもあれば、その他のものもあります。

こういった公園などの野外防災拠点に、かまどベンチやトイレスツールなどを導入する考えはないか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町の避難所ではプロパンガスが主であり、避難所となる学校施設や

公民館等には、およそ調理施設が併設されておりますので、かまどベンチの需要は低いと考えております。

また、トイレについては、簡易トイレを主に活用することとしておりますので、トイレスツールを設置する考えは現状ございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 市販のものもあると言いましたが、かまどベンチに関しては、小中高校生の防災学習の一環として製作されることも多いと聞いています。既に須知高校や竹野小学校には、かまどベンチというものではありませんが、釜の設置がされています。防災学習という点からも意義が見出すことができないかということもあると思いますので、また教育委員会のほうでも防災学習の一環として考えていただければと思っています。

三つ目ですが、Windows XPパソコンについて質問をします。

Windows XPパソコンのサポートが終了したということは耳にただけでは、大した話ではないと思ったり、パソコンが動かなくなったりということもないので、実感を持たないという方も数多くおられるかもしれません。

しかし、今、まさにそこが大きな問題であり、最も大きなリスクだとも言えます。サポートを切れたパソコンを使い続けるということは、パソコンが起動できなくなることに匹敵するような致命的な意味合いを持っていることを自覚してもらいたく質問を起こしています。

一つ目ですが、臨時職員、嘱託職員などを含め、職員が業務に使用するパソコンで2年前の平成26年4月9日にサポートが終了したOSがWindows XPのパソコンを使っていないか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 行政情報ネットワークシステムの全端末を平成25年度に一斉更新しましたので、本町の行政情報ネットワークシステムは、Windows XPを使用しておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、使用していないということでしたが、どのような方法で確認をとったのか、担当課長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 先ほど、町長の答弁に関しましては、行政情報ネットワーク

システム内のことをございまして、一斉更新をしております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） ちょっと、以後の項目がかみ合わなくなりますので、あえて言いますが、最近更新された経緯があればそれでいいのですが、食彩の工房の事務室で使用中のパソコン、これがOSがWindows XPのままです。不具合があり、代替機として持ち込まれたのがサポートの切れたXPパソコンであったというふうに聞いています。数秒でもネットにつないでしまえば、世界中でセキュリティーの切れたパソコンを狙う悪意の職種はその瞬間を決して見逃したりはしません。Windows XPパソコンでメールやインターネットの利用をしていないか、これについても食彩の工房のパソコンではメールやインターネットをしていると私はその時点では確認しております。少なくとも、そういったようにインターネットにつながっており、メールもたくさん届いているような状況にありました。

ウイルス感染などの多くはメールだけでなく、USBメモリーが感染源でもあると。そういったところから、Windows XPパソコンでUSBメモリーなどのモバイルメモリーでのデータのやりとりもしていると。そういった業務の使い方もされていたように確認しております。

ちょっと、だんだん行ってしまっておりますが、延長サポートが終了したXPパソコンを相変わらず使い続けるということは、いわば壊れた鍵のドアや扉という扉があちこちにあきつ放しになっている家に住み続けるようなことを意味しています。どこからでも誰でも容易に侵入できて、泥棒においでと誘っているようなものです。

そういった状況が食彩の工房では確認したわけですが、どのようなセキュリティー方針で持ち込まれたものなのか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 今、議員おっしゃいました食彩の工房のパソコンでございませうけども、Windows XPを利用していたということを確認しております。

頻度につきましては大変低いのですが、メールのやりとり、それからUSBメモリーでのやりとりもあったというふうに聞いておりますが、現在はインターネット接続サービスをできないように切断をしております、USBメモリーのやりとりもやらないようにということで指導をさせてもらっています。

現在、単体でのパソコンということになりますが、また、行政情報ネットワークシステム外のことではありますけども、サポートの切れました外部接続は適切でないというふうに判断しております。それに従いまして、先ほども申しましたように、外部との接続は切断して

おります。あわせて、Windows XPのパソコンは今後使用しないように、担当課のほうに早急に更新するように伝えております。現在、その手続きが進んでいると思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 大体、今、Windows XPパソコンについての答弁が出そろったような形になるのですが、一言つけ加えておきますと、セキュリティー対策ソフトというものもありますが、本家本元のOS自体のセキュリティーホールや脆弱性自体を埋めることはセキュリティーソフトでできませんし、サポートの切れたOSに対してセキュリティーソフトはインストールすらできなくなっていくます。このような状態を放置することは、先ほども言いましたが、ドアの鍵が壊れたまま警備会社を雇っているようなものです。初めから守れないとわかった家の警備を請け負う会社は普通はないと。さらに、泥棒に入られやすいように家には自分だけの損害という問題よりも、さらに深刻な善意の他人の情報をさらし、場合によっては他人に危害を及ぼすというおそれもあります。いつの間にかウイルスを仕込まれると、感染したことに気づかないままパソコンを遠隔操作されて、自分自身が知らない間にウイルスの発信源や犯罪に利用されてしまうことも今や現実の脅威となっています。

昨日の新聞報道にも、どこかの議会事務局の事務局長がこういったウイルスに感染したということであたふたしたと。そして、それが公表してデータが漏れた可能性があるというような報道が流れていました。

そういったサポートの切れたパソコンと先ほどののは関係ありませんが、サポートの切れたパソコンというのは、そういった状況を阻止できなくなるということを確認していただいて、早急な対応が不可欠であるという流れで質問を起こしておりました。更新の計画もあるようですので、これ以上は差し控えて次の質問に移ります。

4番目ですが、学校給食についてです。

まず一つ目に、給食センター調理員（正職員）の方の職務分掌は何か、教育長お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 給食センターにおける調理員の職務内容は、学校に配置されております栄養職員が定めますメニュー、そしてまた給食物資の必要数量を定めました指示書に従い、調理の業務に当たることとなっております。

調理員には当然のことながら調理師免許が必要であり、正職員、また嘱託職員の全ての職

員が免許を有しております。また、臨時職員は、調理補助の役割を担っております。調理業務を進めるに当たりまして、調理の分担などをする役割は、これまで主として正職員が中心となって担っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） その中で、昨年度末で、一人減となった給食センター調理員（正職員）の影響はどういうふうになっているのか、教育長お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 現在、3つの給食センターを合わせまして、所長、正職員1名を含め、昨年度と同じ25名体制で給食業務に当たっております。

ご指摘がありましたように、正職員が昨年度末で1名退職をいたしました。所長の指示のもと、3つの給食センターを適切に管理する体制をとり、正職員・嘱託職員が役割を分担しながら、安全な給食実施ができるよう努めております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） そういったところで三つ目の質問ですが、「町食育推進計画」によりますと、材料購入費から算出した学校給食の地元食材の使用状況は、地区ごとの全体の割合で丹波給食センターで6.5%、和知給食センターで3.3%、瑞穂給食センターで8.6%というふうにあります。町観光シンポジウムでも、学校給食での九条ネギ使用の話を知りたりましたが、三つ目ですが、「町食育推進計画」において、給食における野菜等の地元食材の使用を促進するとの方針を掲げています。学校給食での地元食材の使用状況は増加傾向にあるのか、教育長お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 地産地消を進める観点、あるいは児童生徒のふるさとの食に対する愛着を育む食育の観点からも、学校給食においては、地元食材を使用することを重要なこととして考えております。

給食に使用します食材のうち、米については全て町内産を使用しております。また野菜など町内から購入可能なものについては、できる限り地元の生産者、あるいは地元農協などから購入する方向で進めております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 先ほども言っていたように、米は100%など、特産品ごとの違いは大きいようですが、特に同計画にある給食における野菜などの地元食材の使用促進に向けた取り組みを進め、地元農業者の励みにつなげていくことはできないだろうかというような相談をいただいています。

例えば、丹波高原朝どり野菜部会では、地元の方を中心に4人の方に学校給食への地元食材の出荷に取り組んでもらっているというふうに聞いています。

そこで、4つ目ですが、学校給食での地元食材使用率向上のための具体的方策をどのように実行しているか、教育長お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 地元食材の利用率の向上に向けまして、提供する給食に、地元で生産される旬の食材を取り入れたメニューや地元の特産物を特色あるメニューとして「味夢くんランチ」や「ふるさとめぐり」などを工夫し、地元食材の利用を進めますとともに、児童生徒のふるさとへの食の関心を高める取り組みを進めております。

ただ、地元の生産者が高齢化のため供給・配送等が難しくなっているという状況もありますので、新たな地元生産者・業者の開拓に一方では努力をしているという状況でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 先ほどの野菜市の部会長さんの話では、減少傾向が続く会員数の増加であるとか品ぞろえの充実、学校給食での地元食材の一層の使用などを目標に取り組みたいと。そういった総会を持たれたというふうに聞いています。

既に出荷されている団体、特にそういったところと膝を突き合わせて、さらに顔の見える関係をつくっていくことがまず安心・安全でおいしい地元食材を使用し、食育の意義を高めるために大事と考慮します。

野菜市部会の出荷者の方に小学校に来てもらってお話をしてもらったと。私も行ってきて、とてもそういったことをさせてもらってうれしかったという話も聞いております。そういった地元食材を使用するために、出荷団体と膝を突き合わせて、今までの仕組みをよりよいものにしていくための取り組み、考え方、そういったことを一緒に考えていくようなことはできないのかどうか、再度、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 既に進んだ食育をメインとして頑張っている学校等では、そうした地元業者の生産者の皆様に学校に来ていただき、あるいはその中で一緒に体験をさせてもら

い、食をつくることの大変さや重要性を学ぶというふうな取り組みも先進的には進んでおりますので、ただいまご指摘をいただいたようなことも参考に、今後進めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 最後の五つ目に入ります。

基金と起債について、貯金と借金についてといったところです。

一つ目としまして、今後5年の一般会計の基金積立と繰り入れの見込みはどうなっているか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 基金積立でございますけれど、昨年度に合併特例債を活用した振興基金の積み立てが終了し、また、過疎債を活用した過疎地域自立促進特別基金の積み立ても一定完了いたしましたので、5年以内に大規模な積み立てを行う計画はありません。

財政調整基金につきましては、普通交付税の合併特例措置の縮減に伴いまして、今後継続的に取り崩しを行う可能性があります。

過疎地域自立促進特別基金につきましては、今年度鳥インフルエンザ発生鶏舎解体のため一部を取り崩す予定ですが、次年度以後は具体的な計画はありません。

ふるさと応援寄附金基金につきましては、毎年度の積み立てと翌年度の取り崩しを継続する予定としておりますので、それ以外の基金は基本的には利子額の積み立てのみを行う予定としております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 千葉県銚子市では、平成25年度事業仕分けによる経費削減などで、収支不足の赤字決算に陥るのを回避しましたが、財政調整基金は残高161万円と底をついております。平成26年度は、水道会計から4億円余りを借り入れる窮余の策で乗り切っている。

昨年度より同市で一部実施、本年度より本格実施の増収・リストラ策と。効果額を見ますと、ごみ手数料の値上げ、可燃30リットル袋の10枚を206円から319円にするといったところで4,097万円。斎場の使用料値上げを市民の火葬一体を6,000円の倍額にする1万2,000円などで656万円。し尿収集を許可制にして、1世帯平均1万円増額の約2万4,000円で3,134万円。行政サービスコーナーの見直し、例えばイオン

での住民票等交付をしていたものを廃止で656万円。難病者援護金の見直し1人当たり年6万円だったものを2万円に1,460万円。市職員の人件費抑制で2年後の部長制廃止に向けた給与削減で4,680万円の削減。公債利率の見直し、大学建設の債務利率を年1.8%から0.6%などにかえるとといったところで4,200万円。退職手当負担金の縮減、縣市町村事務組合の算定方法見直しで1億8,800万円。特別職給与の減額、市長給与30%カットなどで503万円。ふるさと納税の拡大、謝礼品の充実とPR強化で寄附総額の目標が3億円というふうにしております。

先ほどから、計画的に、継続的に取り崩していくことになるというようなシミュレーションが描かれているということでありましたが、これに関して、こういった実際に千葉県での事例のようなものがあるわけですが、財政調整基金の枯渇可能性のシミュレーション、これに関する構えとか備えとしたものはできているのか、その際の財政運営の方針をどのように見定めているのか、担当課長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ただいま、町長の答弁で申し上げましたように、歳出の部分におきましては、今後5カ年で大規模な事業の計画がございます。そういったところで、特定財源をまず確保するというところは当然ではございますけれども、不足する財源につきましては、これまで特定目的用に積み立てを行ってきました基金の活用、あるいは財政調整基金の活用、特には財政調整基金が主となるわけですがけれども、大規模な事業等に対応するために取り崩す見込みも出てまいっておりますので、5年後、あるいは10年後におきまして、非常に厳しい財政状況にあるということは承知をしているところでございます。

現在も経常経費の削減に向けた取り組みという部分で、各課におきましても予算編成時点で経費の削減、無駄を省くという部分の取り組みも行っていただいているところでございますが、住民サービスを低下させることなく維持をしていくという部分もございますので、できる限りそういった日々の経常経費の削減に向けて努力はしていきたいというふうに思っております。

ただ、具体的な削減計画という部分につきましては、十分具体化はされていない状況でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 二つ目ですが、今後5年の事業計画に伴う起債額と償還額の見込みはどうなっているか。償還額に関しては、昨年9月議会で決算の追加資料として、償還状況といった表をいただいた経緯がありますが、最新の状況を踏まえて町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 起債額につきましては、基本的には後年度の公債費負担等を勘案しまして、抑制していく必要がありますが、今後5年間に火葬場、新庁舎、認定こども園等の大型事業の実施を見込んでいることから、特に新庁舎建設が想定される平成31年から32年度頃には起債額がかなり大きな額にならざるを得ないものと想定しております。

公債費につきましては、次年度以後は増加傾向となり、平成28年度予算額約13億6,000万円と比較しますと、平成32年度では16億円に近い水準まで増加するものと想定しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 9月にいただいた資料、それを踏まえたところになっているのかな。厳しい状況であるのは変わらないのかなと思っています。

今、同じく9月にいただいた資料の中にあっただけですが、地方債借り入れの条件（据置期間を含む償還年限、償還方式、借入利率）はどうなっているか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地方債の借入条件は、地方債計画等で借入先等の制約を受ける場合があります。地方債の種類によって、条件が異なってくるものでございます。

直近の代表的なものを挙げますと、臨時財政対策債は、財政融資資金から借り入れを行っており、利率0.1%、半年賦元利均等方式、3年据え置き20年償還の10年利率見直しとなっております。

過疎対策事業債は、利率0.1%、半年賦元利均等方式、3年据え置きの12年償還となっております。

合併特例事業債は、利率0.19%、半年賦元金均等方式、3年据え置きで、償還期間は基金分のみ20年、道路等の事業債は15年とし、10年利率見直しとしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 以前いただいた表に基づいたところで、さらに安い利率になっているのかなというふうなところを聞かせていただきました。

四つ目ですが、臨時財政対策債は、実際の起債額ではなく、発行可能額に基づいての算定であったり、実際の償還額ではなく、理論償還額を算入するなど、基準財政需要額との関連は複雑であると。総務省の算定する共通・標準的な据置期間を含む償還年限、償還方式、表

面利率は目下どうなっているか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年度の普通交付税の算定における、平成26年度同意臨時財政対策債の償還設定条件ですが、利率0.5%、3年据え置き20年償還とされております。償還方法につきましては、元利均等と元金均等の両方が想定されており、資金割合で加重平均を行い、算入率が定められております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、臨時財政対策債について起債のことを答えていただきましたが、町の責任において、臨時財政対策債を起債するメリットというものもあろうし、デメリットというものもあろうと思います。どのように評価・考察しているか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 臨時財政対策債につきましては、普通交付税の振替措置であり、後年度に普通交付税の基準財政需要額に100%算入されることから、地方債の借り入れにより町の財政負担が発生することはありません。臨時財政対策債の借り入れを行う場合、当該年度に必要な一般財源を確保できるメリットがあります。後年度に地方債の償還が必要となりますが、全額を交付税で措置され、財政負担がありませんので、デメリットは特にないものと評価しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 問題点、デメリットですが、まずは臨時財政対策債が先ほど言われたように、交付税の先食いとなっているという点です。これをもうちょっと突き詰めていきますと、後年度の地方交付税において、地方債の元利償還に充てられる割合が必ず大きくなります。地方交付税、ひいては地方財政全体における財政硬直化が進むと。そういったところから、財政健全化を阻む一つの要因になり得ることをまず指摘します。

もう一つですが、臨時財政対策債は応益原則に反し、負担の世代間格差を増大するという点にあります。臨時財政対策債は、普通の建設地方債と異なって、従前からの建設地方債と異なって、経常的経費にも充てることができ、起債の恩恵を受ける世代は、発行された年度であるにもかかわらず、元利償還の財源は後年度世代の交付金から先食いしているという点にある。世代間格差が増大するという点が指摘できます。

こういったところは、問題点として分析していただきたいという形でつけ加えておきます。

六つ目ですが、当初予算において、昨年度まで、主に一般財源で充当していたソフト事業についても、過疎地域自立促進特別事業債への財源振替が看取できる。その意図は何か。また、今後の過疎地域自立促進特別基金積立金を積み立て、先ほど触れていただきましたが、どのような方針で立てているか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 過疎地域自立促進特別事業債につきましては、平成24年度から平成26年度までは基金積立に充当しておりましたが、基金積立額が平成27年度末実績で約2億2,600万円と一定積み立てができたことから、今年度からいわゆるソフト事業に充当することとしたものです。過疎債の元利償還金の7割が普通交付税の基準財政需要額に算入されることから、ソフト事業の全額を一般財源で実施した場合より、町財政にとってメリットがあると考えております。なお、今後、基金積立は、これらソフト事業への充当額が借入限度額に達していない場合に、検討したいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、メリットの部分も言っていただきましたが、今年度に限って言いますと、当初予算において、過疎地域自立促進特別事業債、私が数えたところによると、16ソフト事業に1億円ほど起債しているというふうに見ましたが、主たる財源とする事業を増やしたにもかかわらず、主に一般財源に充てる財政調整基金の取り崩しは増加傾向にあると。この本年度の状況をどのように分析しているか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 財政調整基金の取り崩し額が増加したことにつきましては、普通交付税が合併特例措置の段階的縮減により9,000万円減少すると見込んだことと、水道事業特別会計等、特別会計への繰出金が歳出予算ベースで9,018万9,000円の増加となったことなどが主な要因と考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） もう一つつけ加えるならば、平成28年度当初予算において、地方消費税交付金、社会保障財源化分、8%が10%の話でもまたクローズアップされてきていますが、この引き上げ後の地方消費税収をその他社会保障施策に要する経費として、総額で1億1,670万円充当しています。これは平成26年度の決算額と比較すると、8,500万円近い増加になっています。こういった社会保障財源化分が増えているにもかかわらず、

過疎地域自立促進特別事業債への財源振替を行うことを査定した理由を、再度担当課長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の過疎自立促進特別対策事業につきましては、先ほど町長の答弁があったところでございますが、目的として公共施設の取り壊しという部分に充当するべく積み立てたという経過もありまして、そういった当初の積立予定額がほぼ達したということで、基金の積み立ては行わないということにしたものでございます。

また、ソフト事業への充当という部分におきましては、あくまでも借金になりますので、当然、後年度に償還をしていかなければならないという部分はございますけれども、当初予算の編成時点におきまして、サービスの維持という部分で、必要なハード・ソフトを含めまして、必要な事業整備に不足する部分を財政調整基金から充当をするというふうにさせていただいたところございまして、今回、地方消費税部分、交付金の伸びにつきましては、一定のルールの中で福祉施策に充当が限定をされているところもございまして、そういったところに充当をした上で、全体の予算額を調整しまして、財政調整基金の充当という部分に至ったところでございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 8番ですが、先ほど、答えていただいている部分もありますが、関連して。

今後も、過疎地域自立促進特別事業債をソフト事業の財源として見込む計画となっております。後年度の財政運営への影響をどのように把握しているか、これについても答えていただいたところがあるかと思いますが、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 過疎地域自立促進特別事業債につきましては、交付税の算入等有利な地方債と考えておりますが、借金であることに違いはありません。無計画に借り入れを行えば財政を圧迫していくこととなります。借り入れを行った分については、財政調整基金を積み増す等、計画的な財政運営を行っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 先ほど、臨時財政対策債の問題点の一つとして、負担の世代間格差を拡大する点にあると指摘しました。同様に、過疎地域自立促進特別事業債の恩恵を受ける世代もまた後年度の世代となる側面を強く有しています。負担の世代間格差についてどのよう

に評価し、起債を行うことに決めたのか、担当課長の答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 過疎地域自立促進特別事業債につきましては、過疎計画の中でソフト部分の事業への充当というものを一定計画をしてきております。通常の地方債でいきますと、当然、後年度への負担の平準化というところで借金をし、後年度の方にも負担をいただくというのが通常のルールとなっているというところがございますけれども、ソフト部分に関しましても、当該年度、単年で政策的には終了する部分もあろうかと思っておりますけれども、その事業をやることによって、後年度にその事業の成果が出てくるという部分もございますので、そういった部分も踏まえまして、ソフト分の借り入れというのも実施をさせていただこうと思っているところでございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 評価ができていくということですが、もう少し経過を見たいと思えます。重要なのは、予測されている未来に対して目をつむらないことだと思っています。特に、数字面についてちゃんと向き合って、場当たりのコスト削減をやったりとか、ぎりぎりまで放置して一気にやることとかではなくて、計画的かつ論理的に進めるということが大事だと思います。予測されていることに対応することは不可能ではありません。ただ、見て見ぬふりをして先送りしていると、いよいよどうにもならなくなってしまうと。そのような事例を数多く見てきましたし、今でもそのようなものを多く見えています。誰かが気づいたら放置せず、行動を起こすことが求められていると思います。理想論だと言われるかもしれませんが、理にかなったことからずれてしまうと物事は解明しません。正論に従えば、確実に改善できるというわけではありませんが、正論をいかに実現できるかという現実的な挑戦を続ける必要があると思っています。残念ながら、町の行財政運営にとっても目をつむっている、ぎりぎりにまで放置、見て見ぬふりして先送り、計画性・論理性のなさという指摘は、当てはまっている箇所がないかというところを再考していただきたいと思っています。

最後ですが、9番、年々、減少する町育英基金残高を憂慮しています。先の3月議会の予算委員会でも触れましたが、未来をひらく人を育てるまちづくりに関する事業を用途とするふるさと納税、あるいは同用途への町ふるさと応援寄附金基金（一般会計）を、町育英基金（特別会計）に繰り出し、積立金とする考えはないか、町長のお答えをお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年度ふるさと応援寄附金のうち、使い道を「未来をひらく人を育てるまちづくり」及び「町長に一任」としてお寄せいただきました。

1, 115万6, 000円につきましては、平成28年度の第3子保育所・幼稚園無償化事業等、子ども・子育て支援事業に充当する計画としております。

ふるさと応援寄附金基金は、事業を実施し活力あるふるさとづくりに資するため設置した特定目的基金であり、事業に要する費用に充てる場合に限り処分できることから育英基金に充てることは難しいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 先の6月入るか入らないかだったと思いますが、昨年度のふるさと応援寄附金の使途がホームページ上で、どういったところにお金を使っていますといったところの公開がありました。3月議会で要請した点でもあるし、こういったところに使っていただいているんだということを見ていただいた上で、また多額の寄附をいただくといったところにつながっていけばいいと思っています。

また、教育委員会の関係ですが、町育英特別基金も枯渇の可能性がもう2, 000万円を切ったといったところで、見えてくるところになってきています。こういったところも踏まえて、どういったところで基金の財源を確保していくのか、そういったところも課題になってくるかと思っておりますので、そういったところをつけ加えて、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、山崎裕二君の一般質問を終わります。

ここでお諮りをいたします。

次の村山議員さんの発言ですけれども、12時を若干回る可能性がございます。そのまま引き続いてさせていただいて結構ですか。その辺をちょっとお聞きします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしということでございますので、次に、村山良夫君の発言を許可します。

○10番（村山良夫君） 今、議長に発言の許しを得ましたので、私の平成28年第2回定例会における一般質問を通告書に基づきまして行いたいと思います。よろしくお願ひします。

町長は、日頃から、町民の信頼を得るには公平・公正な行政が大事であると見られておられ、私もそのとおりだと同感をしております。

具体的には、公平・公正な行政というのは、一つには情報公開度の向上と、あわせて公平・公正な財政運営、予算編成と予算の執行にあると思っておりますが、改めて町長の見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 1番の質問になっていないかも知れませんが、1番的に回答しますと、ホームページ等を活用しまして、積極的に情報公開しております。公平・公正な行政運営に努めることが、住民の皆さんの信頼につながるものと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 私の質問の仕方が悪かったのかもわかりませんが、これも重なるかも知れませんが、お許しをいただきたいのですけども、先ほど申し上げましたように、情報公開度の向上が信頼を得る一つ的手段として非常に大事だということは、共通の認識だと思うんです。ただ、そこで問題に私が思いますのは、公開された情報が、情報を公開した理事者の思いで意図的に修正されたものであれば、信頼を得どころか、逆に信頼を失うことになりかねないと思うわけです。そのようなことについての町長の見解をお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） さまざまな情報を町民の皆さんにわかりやすくお伝えすることを心がけて編集を行っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） そこで、具体的な情報公開の手段として、先ほども町長のほうから話がありましたけども、CATV放送があります。このCATV放送というのは、やはりありのままの姿、すなわち生放送というのが原則であるというように思うのですが、時間の関係とかいろんな関係があって、編集ということもやむ得ないとは思うんです。思うのですけども、先ほどお話をしましたように、内容が意図的にカットされていることがないか、過去2年間にそういう事例がないかということをお聞きするのとあわせて、そういう意味でカットされた理由というのはどういうことかお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ケーブルテレビでは、一般質問や議案審議など議会の様子を放送するに当たり、その中で放送に適さない言葉や表現を初め内容について、ケーブルテレビで放送することが妥当かどうか判断し、編集を行うことがあります。

なお、過去2年間において、そのような事例もございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 例えば、放送することがいいかどうかということは、やはり町民の方が全ての情報を知ることによって、例えば、議員の発言が常識的でなかった場合とかには、その議員の評価がされるわけですし、それをせずにはまずいからとか、品格に関することだからということでカットするということは、私は町民の方に対する情報の公開という趣旨から言いますと、いいことも悪いことも全て放映することによって、町民の方の理解も高まりますし、また、そういう発言をした議員なり理事者なりは、そういうことでレベルが上がるといいますか、自覚をすることになると思いますので、質問が二重になりますので聞きませんけども、聞きませんけども、今後は原則として情報カット、特に品格だとか、そういう理由でされることはやめておいたほうがいいのではないかなと思います。そういうことを申し上げて次の質問に移りたいと思います。

次に、町のホームページも情報公開の大きな手段です。特に、町のホームページの公開度について、一昔前というか一時期、一部マスコミでは、京丹波町の情報公開度というのは余り芳しくないという評価がございました。しかし、その後、そのことに対して十分理解をして改善に努められて、情報公開度は特に上がっていると思います。特に、そのとき指摘されたのが、私の記憶が間違ってるかもわかりませんが、問題なのは町長の交際費の公開度についてでした。今回、町長の交際費の公開度合いを十分ホームページ上でチェックさせていただいてますと、非常に全てのことが公開されていまして、そういう意味では非常に改善できていると思います。

そこで、改めて町長交際費の公開の必要性について、町長の見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町長交際費の適正な支出を図る目的で、町長交際費の内容を公開しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 必要性は十分にあると理解をしておきます。

そこで、町長交際費につきまして、公平・公正な予算執行がされているかどうかということについてお聞きをしたいと思います。

ちょっと古い資料なのですが、平成25年11月分のホームページによります町長交際費に、2万円の予算執行があります。この内容は公開されました情報によりますと、平成25年11月に実施されました町会議員の選挙の当選者の一部の方に対するお祝いだと聞きました。単純に素人考えですけれども、ふとそのとき思ったのは、この予算執行というのは、公職

選挙法に抵触しないかどうかと思ったのですが、そのことは十分検討されて、その問題はないということで予算執行されたのかどうかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 公職選挙法では、選挙運動に関する飲食物の提供を禁止していますが、当選祝いは、選挙運動に関するものではないと判断しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） お忙しいところ選挙管理委員長様にもご臨席いただいておりますので、町長の今の見解どおりなのかどうかということをお聞きしたいと思っております。特に、法的根拠についてもお願いしたいのと、もう1点は、京都府とか国とかの選管とも調整された上での回答なのかどうか、回答をお願いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 人見選挙管理委員会委員長職務代理者。

○選挙管理委員会委員長職務代理者（人見 亮君） 二つご質問がございました。

ただいま議員さんご提示の案件につきましては、まず別段公職選挙法に抵触するものではないと選挙管理委員会としては判断をいたしております。

二つ目が、その根拠はどうかということなのでございますが、公職選挙法のどこその条文を適応したときにどうなのかというご指摘ではなくて、突然に法的根拠はということに少なからず慌てたんでありますが、もちろん通告をいただいておりますし、また、公選法に限って照らし合わせればどうかのお考えのようでもございますし、随分事務方を煩わせてしまったのですが、それらしき話、仮に寄附行為とでも言えるのかなという筋だてで公選法に分け入ってみました。接点探しというか、あえて公選法に関連づければ、次のようなところでもあろうかと思っております。

公職選挙法第199条に2項には、公職の候補者等は、選挙区内にあるものに対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならないとあります。ここで言う公職の候補者等とは、現に立候補している者、立候補の意志を有している者及び客観的に立候補の意志を有していると認められる者、また公選によって現に公職についている全ての者。以上の方々のことを言います。最後の現職の方については、次の選挙の候補者となる意思を有するかと否とを問いません。でありますから、地方公共団体の現職の首長が公職の候補者等という立場にあることに違いはありません。

また、同3項においては、公職の候補者等が役職員を務める団体が寄附を行う行為も禁止しておりますが、ここで言う団体には地方公共団体は含まれないと考えられております。

以上のことから、公職の候補者等を名義とする寄附はだめだと。公選法には確かに書かれております。

そこで、しかしながら、本件につきましては、町長交際費の中から予算執行されているということがはっきりしております。町長交際費の中から予算執行をされているということは、京丹波町の予算に基づく執行となりますので、あくまで町の代表者としての行為、すなわち地方公共団体の予算執行の一つということであり、先ほど申しました公職の候補者等を名義とする寄附とは認められないと理解をいたしております。ことは予算執行の範疇ではなかろうかと思えます。

選挙管理委員会は、選挙を執行する機関であり、町の予算執行につきましては、あずかり知らぬところでごさいます。以上、申し述べましたように、公職選挙法には照らし合わせようがない事実関係でもありますし、照らし合わせようがないからには抵触のしようもないということでごさいます。

それから、府の選管とか、国の選管とかと相談するとか何とかしたのかというご質問でごさいましたが、事務方に一生懸命教示を受けたということで、そこまではやっておりません。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 済みません。非常にわかりよく説明していただきまして、ありがとうございます。要するに、町長として、予算化された予算の範囲内で、いわゆる社会通念的な、お祝いをした行為だから公職選挙法、全ての選挙法に抵触しないというように理解をしました。そういうことであれば、それでいいんです。

ただ、次に、予算執行そのものについて若干の疑問がありますので、お聞きをしておきたいと思えます。

今ありましたように、町長として社会通念上、いわゆる当選された方にお祝いをした行為だということでごさいますが、当選者は、今出席してますように16名なんですね。ホームページの交際費の詳細を見ますと、16名のうち10名の名前が書いてありまして、あと6名はなっていない。だから、多分、その方らにはお祝いが行ってないんだと思うわけです。予算執行の信頼とか公平・公正というのは、やはり客観的な判断で行う必要があって、主観的な、いわゆる町長個人の思いとか判断でされるというのは、私はいかがなものかなと思うわけです。

そこで、町長にお伺いしたいのですが、当然のことながら客観的な判断で16名中10名を選ばれたのだと思うのですが、その判断基準は何なのかお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 社会通念上の儀礼的な対応として、お祝いをしたものでありまして、判断の基準は特にございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 基準がない。基準というのは、16名中10名だけに対象とされたのはどういうことなのか、その判断の基準をお聞きしているのです。その回答をお願いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほど申しましたとおり、社会通念上の儀礼的な対応として、お祝いをさせてもらいました。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） しつこいようですが、私が聞いているのは、16名全員にそのように社会通念的な儀礼行為としてされたというのなら、私は問題を感じないわけですが、なぜ16名中10名だけが対象になったのかどうか、その判断、6名の方にはしなかった、その判断は何かお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 社会通念上の儀礼的な対応として、お祝いをしたものであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 余りしつこく聞いても、私はその結果を云々するつもりは毛頭ありませんので、もうこの辺でやめておきますけれども、今のは、私の質問に対して答えていただけたというようには理解をしていませんので、また次の機会があればもう一度したいと思います。

次に、非常に皆さんも記憶にあると思うのですが、平成26年の第3回定例会第60号議案で、丹波地域開発株式会社の支援の案件があり審議されました。この議案は、町民の方々の関心度も非常に高く、議会も本当に長時間にわたって審議されました。その結果、賛成8名、反対7名で議決されましたが、結果的に偶然かもわかりませんが、今回、社会通念的なお祝いの対象になった10名のうち8名の方が賛成者であります。このことにつきましては、偶然の出来事といいながら場合によっては、私は、町民の皆様は、若干の疑問、何かあるのかなというように解釈されるのではないかなと懸念があるわけですが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 各議員さんの判断でありまして、特に見解はございません。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） それでしたら結構です。

それで、先ほども申し上げましたとおり、今、私、こんなことを一般質問しているのはどうということかと申しますと、過去の問題点を指摘して、そのことの責任をどうのこうのというのではなしに、今回の質疑を通じまして、今までも公平・公正な行政運営を町長は頭に置いて行っていただいていることは、先ほど一番初めに申し上げましたように、私もそのことを認めてますし、必要なことだと思っているわけです。

しかし、現在の財政状況、国におきましても、今回消費税の先送り、社会保障等に関する財源の確保、また町におきましても合併特例期間が終了しました。そういうことで、町財政を取り巻く環境というのは、国とか府の支援もさることながら、また地方交付税も増加は絶対しないと思います。今後、こういう財源不足というのは、ますます厳しくなってくると思われれます。こういう中で、より公平・公正な財政運営がこういうときだからこそ求められるのだと思うわけです。

特に、私が懸念しておりますのは、昨今の町民税、国保税、各種使用料等の未納金というのは横ばいで、改善されるというよりは、若干増加の傾向にあります。特に、回収不納金の額は多額になってきております。こういうことが行政に対する不信感のあらわれではないかなと懸念をしております。先ほど申し上げましたように、国の財源もない、地方交付税も減るだろうという中で、非常に厳しい財政状況です。こういう中で、町民全員の方に満足していただく行政をやるということは、非常に至極のわざだと思っわけです。ということは、満足できなくても理解をしていただける。いわゆる基本的には、生の現実の町の状況を公開することと、公平・公正な予算編成と、公平・公正な予算執行がないと、希望したことをやってもらえれば問題ないと思うのですが、そのことはできない時代がもう直前に来るのではないかと。そのときにこそ、先ほどから申し上げてますように、みんなが納得できる、信頼できる公平・公正な行政が必要だと思っわけです。

もう一度改めて、町長もそのようなお考えかどうかお聞きをしたいと思っます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 税及び各種使用料等の未収金対策として、昨年10月よりコンビニ収納を開始するとともに、毎月、本庁、各支所における夜間収納窓口の開設など、利便性向上の推進に向け、納付しやすい環境づくりに努めているところであり、近年では町全体の収

入未済額も減少傾向に推移しております。

今後におきましても、公平・公正な町行政の運営に努めてまいりたいと考えております。
以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今も言っていたように、こういう現状は十分理解をさせていただいてる。将来の財政状況についても理解をさせていただいてると思いますし、今まで以上に公平・公正な行政がされて、町政に対して町民の皆さんが信頼をされて、場合によっては辛抱しないといけないこともあるというような理解が深まって、町全体がよくなることを期待いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、村山良夫君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。午後1時15分まで休憩といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

次に、鈴木利明君の発言を許可します。

鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 14番議席の鈴木利明でございます。平成28年第2回定例会における一般質問を行ってまいります。

従来同様、可能な限り提案型の質問に徹してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、町長におかれては、先般一時体調を崩しておられましたが、元気になっていただきましてうれしゅうございます。どうぞ御身ご自愛をいただきまして、町政の先頭で頑張っていたいただきとう存じます。

それでは、質問に入ります。

その第一は、企業誘致についてでございます。

私は、先の選挙で企業誘致を最大のテーマとして取り組むことを公約といたしました。企業誘致について、今日で4回目の質問と相なります。

平成25年12月18日に第1回の質問を行いました。このときには、企業誘致には窓口づくり、体制づくりが必要だということを訴えたところでございます。これに対して、平成26年4月1日に機構改革によりまして、企業誘致の窓口となる商工観光課を新しく発足いただきました。まさに町長の決断によって、このような窓口ができたことに感謝いたしてお

ります。現在、山森課長を中心に頑張っていたことを感謝申し上げます。

また、平成27年6月3日には、第3回の質問で地元企業との交換の場を極めて必要だということを訴えました。これには町内企業、行政、商工会などの経済団体、金融機関、学校などを構成団体とする京丹波ネットワーク組織を立ち上げていただきました。このように、都度都度、的確な対応をいただけてまいりました。

しかしながら、他方、私の承知する企業やルートからの情報を求めて企業誘致活動を懸命に支えてきましたけれども、数件の情報をいただきましたけれども、残念ながらいまだ成果に至っておりません。私、まことに申しわけない気持ちでいっぱいでございます。

しかし、今度こそは、そんな強い思いでおりますことを申し上げるところでございます。先般4月29日も京都で大きな会議がございまして、関係者の皆さんにぜひぜひ企業誘致の情報があつたら、まず京丹波町やでということの方々お願いをしてみたいところでございます。

そこで、町長にお伺いいたします。

現在進められております企業誘致の事案がありましたら、許される範囲内で現状をお聞かせいただきとうございます。よろしく申し上げます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私の病状について、議員さんから触れていただいておりますことをまずお礼申し上げますとともに、議長の許しを得て一般質問が終わった後、ちょっと3分ほど皆さんに説明させてもらいたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、お答えいたします。

企業誘致について、現在、具体的に進行しています案件が1件ございます。蒲生野地内の町有地への誘致を進めております。

業種につきましては、大型ビニールハウスで主にイチゴ、あるいはトマトを生産する農業事業になると思っております。

企業との協議が整うまで、もうしばらく時間がかかるため、現段階で企業名を申し上げることはできませんが、大阪市に本社を構える電子制御部品のメーカーで、新たに農業事業に参入しようとしている企業と現在協議を進めております。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 1件具体的に進捗しておること、大変うれしく思います。

企業誘致は、有効な即効性のある政策手段でございますけれども、まさに相手次第であり

まして、しかも少ないチャンスを待つ政策手段でありまして、これからも企業誘致の旗振り役の先頭に立って、私も雇用の場、若者たちの働く場を求めて、引き続き懸命に努力をしてまいりたいと考えております。

次に、鳥インフルエンザ発生農場跡地の活用事業についてでございますが、本件については、今朝方、同僚議員から質問がありました。町長からも詳しい答弁をいただきました。

については、本件に私の所見を述べるにとどめたいと思っております。

6月3日に農場跡地を現場踏査してまいりました。鶏舎もほぼ取り壊されまして、1年半前に行ったときと比べると、まさにさま変わりの状態でございます。この跡地が森林公園となり、映画文化を通じて京丹波町を世界に発信する施設となることを期待してやみません。

具体的に申せば、本件は、土地活用が先行する企業誘致であろうと考えます。もっと具体的に申せば、ある映画を撮影した。セットをつくった。今回はこのセットを取り崩す。また、あるときは、あるセットをつくった。今度はこれを残しておこうというような繰り返しではないだろうかと考えておりまして、私は最終の完成の見通しはしづらいというふうなことを、他方、持っております。

しかし、大切なことは、いつ頃、どんな形で最終の姿になるのだなということは、双方で確認しておくことが重要ではないかと考えております。このことを指摘しまして、次の質問に移ります。

二つ目は、新庁舎の建設についてでございます。

私は、平成27年12月10日、新庁舎建設についての一般質問でこう述べました。

京都縦貫道の全線開通、道の駅「京丹波 味夢の里」のオープンなど、大きな事業は順次完成しました。私は、このような現状を踏まえ、新庁舎の建設に入る条件は整ったと考えます。子どもたちや孫に大きな負債を残すべきではないとの意見もあります。しかし、現状のままでも長く対応できるのなら、それも一つの選択肢であります。しかし、本館は建築後、56年も経っておりまして、私は、今や庁舎建設を決断するときと考えますと訴えました。

これに対して町長は、合併10周年の節目にもあり、来年度から具体的な検討を進めたい。建設には合併特例債を活用したいと思っておりますと答弁をいただきました。ここで初めて町長から庁舎建設の公表明があったところでございます。

大型事業の完成、進む庁舎の老朽化、迫りくる合併特例債の活用期限などを踏まえまして、私は、町長の庁舎建設の決断を高く評価をしております。

ここで、改めて町長の所見を伺いたいと存じます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 鈴木議員さんが鳥インフルエンザ発生農場跡地の答弁を求めないということで、答弁したらだめなのかもわかりませんが、午前中も議論がありました。その中でちょっと説明不足だったなという部分ですけれど、この既存の建造物の撤去は、主に過疎債を一旦基金に積んで、それをソフトという名前で活用させてもらっています。今まで公共施設の除却について財源がなかったんです。そういうことで、そうはいつでも取り壊していかないといけないものがいっぱいある。除却しないといけないものがいっぱいあるというようなことで、この過疎債を一旦基金として積んで、それを活用することができるようになったということです。必ずしも世代間、不公平が私自身は余り発生しているというふうには認識しておりません。もちろんソフトということで、経常経費に充てているということについては、多少指摘を受けたとおりでと思います。

なお、今ご質問いただきました庁舎のことですけれど、昭和34年にこの庁舎が建築されて、約56年が経過しております。老朽化が著しく、耐震、防火への対応も十分でないため、地震などの災害時に庁舎として、及び防災・復興活動の拠点として、機能しないことが予想されます。さらに、これまで増改築が繰り返されてきたために、各棟をつなぐ廊下を含め階段や段差が多く、バリアフリーに対応していないなど、利用者のニーズに合わない状況であるという課題を抱えております。

また、合併10周年を経て、町民が集い、交流が図れる町の中心拠点としても、町のシンボルとなる新庁舎の整備が不可欠であると考えてまいりました。

建設に当たりましては、合併特例債を活用することで町の財政負担を軽減できるため、その起債期限であります平成32年度までに建設を行うことが最良のタイミングと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 続いて、当面の行程等について、以下質問をいたします。

条例によりまして、基本計画審議会を設け、基本計画をまとめていくことになっております。委員の選任、審議の状況、まとめの時期などについて、現状と方向性について、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新庁舎建設基本計画策定審議会は、条例により、地方議会が推薦する議員、公共的団体等が推薦する者、学識経験を有する者、公募による者、町長が適当と認める者の15名以内で構成することになっております。現在、委員の選任中であり、公募につ

きましても募集中です。

委員の選任後は、速やかに第1回目の審議会を開催し、基本計画策定について諮問し、年内に答申をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 次に、用地の選定についてでございます。

これは大変重要な課題でありまして、私は、候補地の年内決定を進めて、庁舎が少しでも前倒しで完成するよう期待しておりますが、町長の所見がございましたらお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新庁舎の候補地、あるいは整備スケジュール等につきましては、基本計画策定審議会から答申されるものと考えております。それを踏まえ、用地の選定を進めてまいります。

また、できる限り早期に完成するように事業の進捗に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 私は、建設推進について一番大切なことは、庁内の実務者によるワーキングチームの構築ではないかと考えておりまして、もっと言葉をかえて申せば、絶対的に必要であると思っております。これを核とした推進体制は進んでいるのか、先進地や事例視察など、知識集約も進んでいるのか、進捗状況をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私も全く同じ思いでおります。いかように金を使ってよい建物であっても、いわゆるハードであっても、本当に住民サービスが行き届くようなそういう庁舎にしていきたいと思っておりますので、新庁舎建設計画の策定及び推進に関し、必要な事項を協議するために、管理職で構成します新庁舎建設検討委員会と実務者によるワーキングチームを昨年より発足しております。まずは職員みずから考える庁舎の姿を検討することを目的として、これまでに検討委員会を2回、ワーキング会議を6回開催してまいりました。

検討しました内容につきましては、基本計画策定審議会へ提案してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 当然のことでございますけれども、建設については、大変高額になるろうと思ひまして、私にも二、三、「鈴木さんどれぐらいになるんや」というふうな問い合わせもいただいておりますけれども、町長、常々、建設には合併特例債を利用するんだと表明されております。今日は、テレビも入っておりますので、合併特例債について、町民の皆さんにわかりやすく説明をしてあげていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） わかりやすくということでございます。

何せ、基本計画策定審議会が基本計画について審議していただいた答申をいただくわけで、そのあたりからぼつぼつ全体の予算等も私の耳に届くのかなというふうに思っておりますので、今全くそういうことについては白紙ですし、白紙でなかったらおかしいと思うのですが、財源は繰り返し申しておりますとおり、合併特例債を最大限活用できる庁舎にしていきたいと思っております。

できるだけ詳しくという点で申しますと、合併特例債について説明させていただきます。

合併年度とこれに続く15カ年度に限りまして、この合併特例債が使えるということです。市町村建設計画に基づいて行われる合併に伴い特に必要となる事業について、事業費の95%を上限に発行できるものであり、その元利償還金の70%が後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入されるという非常に有利な地方債ということ。これぐらいは説明できると思ひます。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） ありがとうございます。

庁舎建設については、今、町長のお話をいただいたとおりで、基本計画審議会でも十分討議をいただいた後、お話があらうかと思ひます。この辺にしまして、次の質問に移ります。

三つ目は、地域おこし協力隊についてでございます。

本町における協力隊員は、平成28年度4人が採用されました。現在の隊員の人数、平均年齢など、現状をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地域おこし協力隊、現在、男性3名、女性2名、計5名を採用しております。

内訳ですが、1人は昨年度に引き続き京丹波町情報センターで勤務しております。今年度、

新たに、商工観光課に2人、農林振興課に2人、そのうち1人は瑞穂農業公社に研修生として、それぞれ配属しております。平均年齢は35歳でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 本年度当初予算で、人件費が1,913万1,000円、経費が653万3,000円が計上されております。

ついては、採用条件や処遇などについてお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 採用条件ですが、18歳からおおむね40歳までで、3大都市圏内の都市地域または地方都市に居住している方で、活動期間中、京丹波町に住民票を異動することができる方。任用終了後は、京丹波町に定住・起業の意欲がある方などとしております。

また、隊員の身分、勤務条件等は、京丹波町嘱託職員に関する規程に準じております。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） この制度は、今もお話いただきましたように、人口減少や高齢化などが著しい地域で地域協力活動を行い、都市住民のニーズに応えながら地域力の維持・強化を図る制度であります。今お話をいただきましたように、隊員の勤務される職場も異なる。本人の目指す目標も異なる。この中で、個々人が目標を達成するために、どのような指導や協力をこれからされていくのか、伺いたいと思います。

広報紙によりまして、今年4人採用いただきました。その1人は、地域ビジネスの開始を目指します。もう1人は、商品開発に取り組みます。3人目は、田舎暮らしを望む人のかけ橋になります。もう1人は、地域活性化に貢献します。それぞれに目標を掲げていらっしゃいます。

このように、それぞれ違う職場で勤務なさる皆さんに、どのようなチェックをして、どう指導して、どう協力して、成果を求めていくのか。この辺ちょっと難しい話になりますけれども、お許しをいただいて、現在考えられておられる考えをお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年度の採用以来、本町の行政機関の各分野における就職型を基本に採用しております。町外からの視点、あるいは専門の技術を生かした活動を展開いただいております。隊員の活動に当たり、知識や技術向上のための各種研修受講、業務に関連した免許取得などへの支援を行っております。

何にしても、評論とか、机上のいろんな議論とか、そういうことを望んでいるのではなしに、納税者、町民の皆さんと一緒に汗を流しながら地域を起こす、そういう人材を求めてまいりました。

今、面接だけですので、あるいはキャリアについての書類だけになりますので、本当にそのように行くかどうかということ、疑問があるにしても、一応、私たちは、ともに行動してもらうことを一に望んでいるということでもあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 私は、最大の視点は、隊員の皆さんの町内に住んでもらうことの推進ではないかと考えております。

実は、私の近くに、先般あるお方と話しておりましたら、鈴木さん、これから歓迎会に行くんだと。どこの歓迎会なんと言ったら、区の中の有志で、今度新しく人さんが水原に住んでいただくということで、大変喜んでおられました。今申しましたように、協力隊員の歓迎会を有志でみんなで開いて、そして地域とのつき合いもしていただくんだと。1人でも人が増えることは、大変地域にとってうれしい。こんなことを誇らしげに言っておられました。

このような喜び情報が来ておりますけれども、私は、地元出身者で、帰郷希望者を積極的に雇用をしてはどうか、このように考えるわけでありまして、1人でも人様を増やす、このことが当面大きな考えの視点になってはどうかと考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地域おこし協力隊制度に期待しておりますのは、都市部から本町に移住して隊員として活動いただき、最長3年の任用期間を経た後、京丹波町で起業、あるいは就職により定住、地域の担い手になっていただくこと、そして、ほかにも移住・定住者が増えるなど波及していくことでもあります。

本町出身者で都市部にお住まいの方にも着目をしていただいて、この制度がUターンのきっかけとなるように、募集に当たっては、町外からだけでなく、町内に向けても情報発信を強化し、Uターン者が増えるよう取り組んでまいります。

京都新聞さんが載せてくれていたのですが、竹野地域で新しく住民として入っていただいて、歓迎会をしている様子が報道されました。大変心強い限りなのですが、そのほかでもいろんな歓迎をしてくださっている様子、私の耳にも届いております。町長も1回出席したらどうだというようなお誘いもあったりしながら、私の出席は実現していないのですけれど、

今、鈴木議員さんがおっしゃったように、町内に3年いていただいて、この町で定住しよう、終の住みかにしようというような受入態勢というものも本当に大事だという認識でいることを申し上げておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 次に、最後の質問の京都トレーニングセンターについてお伺いをいたします。

丹波自然運動公園内に完成しました京都トレーニングセンターは、竣工式を6月18日に開催する旨、案内状をいただきました。アスリートを養成する施設と聞きますけれども、どんな整備があるんだろうな。鈴木さん、1回聞いてえなというお話も二、三、私の手元に入っております、まずは設備の概要について、わかる範囲で教えていただいたらうれしゅうございます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、京都府内最大の木造公共施設となる京都トレーニングセンター棟は、地上1階で約930平方メートルの面積を有します。本格的なウエイトトレーニング器具、あるいは専門的な体力測定、動作分析ができる装置も整備されることとなっております。

また、トレーニングセンター棟と併設されます宿泊棟は、木造、一部鉄骨づくりの地下1階、地上2階で、延べ床面積が4,568平方メートルを有し、定員300人の規模となっております。宿泊できる規模が300人ということです。強化合宿などに対応できる大部屋のほか、一般の方も利用しやすいよう、ユニットバスを備えた洋室も整備されるなど、汎用性の高い構造となっております。

おっしゃったとおり、6月18日には竣工式が予定されております。7月16日の供用開始に向けまして、施設内設備の使用訓練など、準備が進められてまいります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 設備の概要につきまして、宿泊設備を含めまして、今お話をいただきました。大変立派な設備が我が町にできる。うれしい限りでございます。この設備を町民の健康増進のためにどう利用していくのか。また、児童・生徒の体力増進や競技力の向上にどう活用していくのか、これが大変重要であろうと考えておりますので、この点についてお考えがあれば教えていただけたらうれしゅうございます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） トレーニングセンターには、専属のトレーナーとしてセンター長と言われる方が常駐されることになっています。京都府の関係機関との調整、あるいは活用プログラムの作成など、利用者に応じた対応が検討されております。

町といたしましても、これまで実施している健康診査等の結果を共有しながらトレーニングセンターを活用し、地域住民対象の健康増進事業も発展させていきたいと考えております。

また、5月26日には、丹波自然運動公園協力会と京丹波町教育委員会とが、スポーツ振興、競技力向上、教育の充実発展に寄与することを目的に、トレーニングセンターを含む丹波自然運動公園施設の活用に関する連携協定が締結されました。

今後、人材育成の視点も含め、児童・生徒が運動やスポーツに親しみ、裾野を広げると同時に、国内や海外で活躍するトップアスリートを目指して、トレーニングセンターを大いに活用いただけるよう支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 今、収容設備についてもお話をいただきました。二、三百人の宿泊が可能だというふうに聞いておるのですけども、その辺の真実と。これは、私は、本町にとって大変貴重な設備だ。宿泊効果は絶大であると考えております。今、お話をいただきましたように、センター利用者以外も、しかも常時利用できるということは大変町にとって大きな効果を生み出すだろう。例えば、イベントや観光などへの夢も広がってまいります。

については、業容について、現状につきましてのお話をいただきありがとうございます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 宿泊棟は、トレーニングセンター利用者以外で、宿泊だけが目的であっても、申し込みにより利用できるかと聞いております。

間もなく2020年に東京オリンピックが開催されるわけですが、ホストタウンの募集を、うちはホッケーをこれから力を入れていこうと思っているのですが、ホストタウン、誰も手を挙げないと知事が実を言うと町村長を前に言わはったんですね。どことも各町村長がおっしゃるのに、実を言うと宿泊施設がなくて、積極的に手が挙げられないんだというような話が一巡していたんです。私もちょっと言いたかったのですが、何せ、これ、京都府の施設なもので、黙っていたら知事のほうから、京丹波町さんはあるやんと言われて、ああ、そうなんですと思っていたら、あ、そういえば、あれ、府の施設やなどちょっとジョークを交えて言ってくれました。本当にありがたい施設で、知事のそうした、多くの人に利用してもらえ

よというアドバイスだと思うので、気張って活用してもらえるように、トレーニングセンターは利用者だけではないという部分については、地元自治体として、その辺は強く要望してきたところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） このセンターの完成は、一言で申せば、「スポーツの町 京丹波」、「ホッケーの町 京丹波」として発信の絶好のチャンスであると考えます。

先般も教育委員会から出された第11回京丹波町ホッケーフェスティバルの状況も聞きました。まだまだホッケーも彦根とか、篠山とか、八頭とか、強いところがございます。それに負けないように、「ホッケーの町 京丹波」が強くなっていきたいと思えます。

あわせて、ここを拠点に開催されます「京都丹波ロードレース大会」は、家族も含めまして、ざっと1万5,000人ぐらいの参加者があるのではないだろうかと考えられますけれども、いずれにしても、今回を起点に、支援や対応の見直しは考えておられる点がありましたらお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ホッケー競技に関しましては、京都トレーニングセンターとグリーンランドみずほのホッケー場などを活用することとして、2020年東京オリンピック参加国の事前合宿誘致に向けて、ホストタウン登録申請を行っております。これが実現しますと、東京オリンピックを契機として、大会後においても、ホッケー競技などを通じ、相手国と継続して人的・文化的交流等が図られ、人材育成や町活性化につながっていくものと考えております。

また、教育長がお答えいただいたらうれしいのですが、こんな小さな町の自治体1カ所で、たしか中学生対象のホッケー大会をやるのですけれど、島根から東のほうですと岐阜あたり、名古屋あたりまで来てくれるところがあって、盛大に開催できています。そういう点では、私は、教育委員会は頑張ってくれてるなと思っております。

また、お尋ねの京都丹波ロードレース大会についてですが、平成22年度から主催団体として参画しており、あわせて運営補助金等を支援しております。支援の見直しについては考えておりませんが、この大会は30年以上の歴史があり、本町の一大イベントでもあります。特に、ボランティアで、区長さん中心に、地域を挙げて頑張っているという認識でおります。さらなる魅力向上、あるいは参加ランナーの確保に向けて、関係団体と協力し、創意工夫しながら継続、発展させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ただいま町長がお答えになりましたが、ホッケーに関しましては、今年の5月にホッケーフェスティバルを開催をしました。参加された各チームがおっしゃるには、ちょうど昨年のインターハイに向けまして、ホッケー場の大規模な改修をしていただきました。特に、参加されたチームが感心されましたのは、あそこに張られました人工芝が、ちょうど東京オリンピック等で使用されます最新のものが人工芝として張られていると。最新の設備が改修されたという点では、この京丹波町のホッケーフェスティバルに参加する意義があるというふうにもおっしゃっていただいておりますので、議員がおっしゃっていただきましたように、こうした形状、あるいは新たにできますトレーニングセンター、これらを一体的に活用してホッケーの町として、先頃連携協定を結びました中でも、特に地元の重点競技でありますホッケー、蒲生野中学校、瑞穂中学校のホッケー部をトレーニングセンターで重点的にご指導いただくというような趣旨の連携協定でもございますので、こうしたことを通じてホッケーの町のまちづくりに、教育委員会としても取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 今、教育長さんからお話をいただきましたように、4月29日、30日の二日間、グリーンランドみずほでフェスティバルが開催されたところでございまして、愛知県、鳥取県、岡山県、岐阜県を含めまして、69チーム、600人が集まって盛大に開催されたと聞いております。グリーンランドみずほのホッケー場とあわせて、今度できますトレーニングセンター、二つの設備がこれからスポーツの町、あるいはホッケーの町発信の大きな起点になろうと思っております。私は、町長杯争奪全国ホッケー大会を毎年開いていただいて、全国からアスリートを含む大勢の皆さんが京丹波町に寄っていただいて、そして、スポーツを楽しんでもらって、そして、二、三百の余地があります設備に泊まっていただく。そして、翌日は質志の鐘乳洞やら周辺の町を見学していただく。そして、そのことが全国に広まって、我が京丹波町がすばらしい町を併発する基準になっていただいたら大変うれしいな、こんな思いでいっぱいでございます。大変ありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、鈴木利明君の一般質問を終わります。

次に、森田幸子君の発言を許可します。

森田君。

○3番（森田幸子君） 3番、公明党の森田幸子です。第2回定例会における私の一般質問を通告に従いまして行ってまいります。

初めに、4月に発災しました熊本地震において、亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、大変な震災被害に遭われました皆様の一日も早く復旧・復興が進みますようご祈念いたします。

それでは、質問に入ります。

1番目の防災対策について、東日本や熊本地震の災害を教訓として、本町における災害対策を4点についてお伺いいたします。

一つは耐震調査。先ほど、午前中にも各議員から質問がありまして、重なる点もありますが、そのまま質問させていただきます。

避難所となる公共施設における耐震調査の取り組みをお伺いしますとともに、また、未実施である施設については、今後どのような取り組みをされるのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 避難所に位置づけております町の管理する施設は5カ所、一つが生涯学習センター、次が旧須知小学校、健康管理センター、畑川浄水場、山村開発センターみずほであります。

うち、新耐震基準以前に建築された施設は2カ所、生涯学習センターと旧須知小学校になります。

これらの施設については、耐震化も含め、今後の利活用のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 教育委員会で所管をしております社会教育施設6カ所ございます。篠原体育館、下栗野体育館、和知ふれあいセンター、梅田振興センター、三ノ宮基幹集落センター、質美振興センターです。これらは、耐震診断が義務づけられた施設はありませんが、昨今の状況を踏まえ、計画的に実施できるように検討してまいります。

また、学校で避難所に指定されているのは5校ございますが、これらについては全て耐震診断・耐震対策は終了しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今、教育長がお答えいただきました。未実施においては、これから取り組みをされるということなのですが、いつ頃からこういった取り組みをされるのか、今後の計画などありましたらお聞かせ願いたいのと。

また、旧須知小学校とかされていないところは、今後こういった形で取り組みをされるのか、計画があれば教えていただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 教育委員会が所管します社会教育施設6カ所については、現時点では、明確な計画は立てておりませんが、総合的に今後検討すべきものということで、今後の検討課題ということで検討していきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 町のほうで管理しております施設のうち、調査が未実施である生涯学習センターなり旧須知小学校につきましては、現在のところまだ具体的な計画というのとはございません。ただ、施設の今後の活用でありますとかそういった部分も踏まえまして、検討をしていきたいと考えております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） もう1点だけお願いします。

須知小学校とか、利活用とか、また今後検討していきたいとのお答えをいただきましたが、具体的な計画とか、いつ頃にそういった計画を検討していただけるのか、再度お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 具体的な実施の時期につきましては、まだ計画というものはございませんが、特に旧須知小学校ですと、屋根の傷んでいるところも見受けられますし、これからの活用方法という部分で、余り長時間をかけてということにもならないというふうに思いますので、速やかな活用等の方針も含めまして、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 次、行きます。

マンホールトイレについて、国土交通省は、マンホールトイレの運用指針案を発表して、過去の災害をもとに、避難所などへの設置数の目安を示したほか、快適なトイレ環境を確保するための配慮事項などを明記しました。昨年度内に指針を決定し、各自治体に整備を促す考えだとしております。この指針決定は、過去の災害時の避難所のトイレ環境が劣悪になり、

避難者らの健康に悪影響を及ぼしていた実態が背景にあります。災害用トイレとしては、仮設トイレの普及が進んでおりますが、東日本大震災では、仮設トイレが避難所に行き渡るまでに4日以上を要した被災自治体が全体の66%を占めておりました。

一方、マンホールトイレは、仮設トイレに比べて迅速な組み立てが可能で、下水道管につながっていることから、汲み取りの必要がなく、日常生活に近いトイレ環境を確保できる点の特徴であります。

また、段差がないため、高齢者や障害者のある人でも利用しやすい。現在、マンホールトイレは、全国で約2万基整備されておりますが、国土交通省では、同トイレの有効性を踏まえ、一層の普及に向けて新たな指針策定が必要と判断しております。避難者の安心感につながる快適なトイレ環境を早急に確保することが重要であると考えますが、災害用マンホールトイレシステムの整備をする考えはないか伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、災害時のトイレにつきましては、災害用簡易トイレを活用する計画としておりますので、マンホールトイレについては、予定しておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 以前、平成23年6月議会に同トイレシステムの導入を訴えて、調査研究をするとのことでしたが、その後どうであったのか、再度伺います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） マンホールトイレにつきましては、先進的な事例等もある中で、一定の資料収集等は行っておりますけれども、まず避難所が多く施設になるということもございまして、そんな中で、現在、行っておりますのが簡易組立トイレということで、この資材の購入を年次的に行っているところとございまして、まずはこの簡易組立トイレでの対応ということで進めてまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今後、こういった調査研究も進めていただきたいと思っております。

次に行かせていただきます。

非常用パトライト。障害者の方などに災害発生が一目でわかる非常用パトライト（赤色回転灯）を公共施設に設置する考えはないか伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 役場や支所など公共施設において、非常時には、聴覚に障害がある

方々にもその発生を即座に理解していただき、身の安全を守っていただくことが大切であります。

非常用パトライトの設置につきましても対応策の一つではありますが、公共施設には職員が常におりますので、来庁者の安全を第一に職員が迅速な避難誘導や状況に応じた行動をとるなど、人的な対応により安全の確保を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 以前もこの質問をさせていただきました、来庁者の人を優先に、こうして職員が対応すると同じお答えをいただきまして、私、後で考えたんです。対応をして、その人が本当に障害者であるということがわかってたら、即座にそうした対応ができるのですが、入ってこられたときとか、瞬時に災害はどんなときに起こるかわかりませんし、そういった障害者の方を見守るといことは、今の言葉では完全な見守りとは言えないのではないのでしょうか。そうした場合のときの、そういった回転灯の設置をと要望しているのですが、再度お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ただいまも町長のほうから答弁がありましたように、一般的に公共施設ということになりますと、職員も常駐している場合が当然ございますし、窓口とかそういった部分におきましても、対応する職員も身近にいることとございますので、そういったところで万が一の発生時におきましては、職員みずからも迅速な対応がとれると思っております、十分対応は可能だと考えております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） もう1点だけお伺いしたいのですが、パトライトをつけられない理由があるのか、その点聞かせていただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 特につけられない理由というのはございませんが、先ほど来から申し上げてるような形で、職員が常駐をしておりますので、対応が可能というふうに考えているところでございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 次に行きます。

今回の熊本地震でも、避難所生活において、段ボール製簡易ベッドでエコノミー症候群などを引き起こす血栓を防ぐ効用を訴え、避難所での二次被害を減らそうと活用を呼びかけて

いました。災害時には欠かせない段ボール製品となっています。段ボール製簡易ベッドなどの支援協力に関する協定を段ボール関係企業と締結する考えはないかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 亀岡市などで協定締結がされていますので、内容等詳細を研究して検討してまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 町長、検討していただくということではありますが、再度お尋ねさせてもらいます。

避難が起きてからでは忙しく、混雑してつながらない地域もあるそうで、締結していればスムーズに必要なときに提供していただけるものであります。調査研究を十分していただきまして、段ボール提携のよさを調査していただきまして、前向きにまた検討していただけるようお願いいたします、次の質問に行かせていただきます。

安心・安全対策について、中央公民館の年間利用、延べ団体数は494団体、図書室の利用者数は3,428人、京丹波町の中心的存在として多くの皆さんが利用しております。そんな中であって、大変な老朽化となっています。部分的には改修をしながら今日まで管理運営がされてきております。また、トイレの洋式も部分的にしか修繕することはできないと聞いています。

今後、中央公民館の改修についてと耐震調査について、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 中央公民館は昭和48年に建設をされ、今お話をいただきましたように、毎年必要な修繕を行いつつ使っている状況であります。

今後におきましても、不具合が生じたところについては、適切な修繕等を行いながら使用していきたいと思っております。

中央公民館の改修については、より大きな改修については、他の施設も含め、大きなまちづくりの中で検討されるべきものと考えております。

また、耐震についてであります。耐震に関する法律によれば、中央公民館は必須条件でもありません。努力義務ということにはなっておりますが、先ほどの社会教育施設同様に、今後計画的に考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 耐震調査は、努力義務でありましても、こんなにたくさんの皆さんが利用される施設でもありますので、しっかりまた中央公民館の改修もあわせて、今後よろしくお願いいたします。

次に行きます。

須知公園の遊歩道などに湧き水によるコケが繁殖し、景観を損なっている箇所があります。改修をする考えはないか。

それと、また、子どもたちが公園内で楽しく遊んでいるのですが、家に帰る時刻を家族に何時頃には帰るように言われていても、時計がなければわかりません。以前から時計を設置していただけないかとの町民の皆さんからの声を聞いております。公園内に時計の設置をする考えはないかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 須知公園の遊歩道などの湧水につきましては、暗渠排水等による対策を講じたいと考えております。

また、公園内の時計設置につきましては、以前から利用者から要望がありましたので、トイレ入り口付近に壁かけ時計を設置いたしました。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） ありがとうございます。

3番、次に行きます。

行政サービスについて、町民主体・町民目線の行政サービスを目指して、具体的にどのような取り組みをしているのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町民主体での行政サービスを目指す上では、町民の皆さんに直接お会いして町政に対するご意見をいただくことが重要であると考えておりますので、毎年実施しております「町長と語るつどい」は、大変貴重な機会であります。

また、窓口対応は懇切丁寧な対応を心がけているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 全ての職員さんは、今町長さんが言われました日々町民の皆さんに快い対応を心がけておられると思っております。

また、これまでに町民の方からの苦情などには、どのような対応で取り組んでいるのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町民の皆さんから寄せられます意見、あるいは苦情等につきましては、担当課と調整を図りながら速やかな対応に努めております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 例えば、深刻な苦情であった場合、最後まで解決にならないときも十分考えられます。そういったとき誠実な結果報告をすべきと考えますが、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 住民さんからのご相談でありますとか、そういったことにつきましては、住民の相談窓口等々でもお受けをいたしておりますし、そういったことにつきましては、先ほども町長の答弁がありましたように、担当課と調整はさせていただいて、速やかに対応をさせていただいてるという状況でございます。

また、お返しをするというようなことも、今ご質問がございましたけれども、そういった直接相談に見えた方等に対しましても、直接お返事はさせていただいてるという状況にもございますので、一般的な対応といたしましては、以上のようなことでございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今、お答えいただきましたように、町職員さん、皆さんそうして心がけておられると思いますが、1人そういった方があるようなことがあれば、全体がそういった町の職員さんのイメージにもなりかねますので、そういった対応はこれからも十分に気をつけていただきたいと思います。

次に行きます。

町ホームページでは、町民の声を届けるシステムがありますが、全町民がインターネットを利用できる環境であるとは限らない。本庁や支所などに声の投稿箱を設置し、行政サービスに生かしていく考えはないかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町政全般に対するご意見をいただくための投稿箱については、直接お会いして町政に対する意見を聞かせていただくことが重要であると考えておりますので設置については考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 次に行きます。

高齢者福祉について、京丹波町長寿祝金等贈呈要綱について、本町における敬老の日に贈呈されている事業の内容と対象者についてお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町長寿祝金等贈呈事業ですが、本町に住所を有する高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表すことを目的に、毎年9月に祝金を贈呈するものであります。

88歳及び101歳以上の方に長寿祝金として5,000円を、100歳の方に5万円の祝金をそれぞれ贈呈しております。

平成27年度は、88歳になられてお祝いした方が197名、100歳が12名、101歳以上が13名で合計222名の方に贈呈いたしました。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今、お答えいただきました。超高齢化になりまして、平成26年度は100歳の方が9人とお伺いしていたのですが、12人と。米寿の88歳も増えてますし、全体が増えてきております。こういったことで、長寿祝金並びに100歳祝金は、対象者年齢に達した時点で年間を通して贈呈することで公平性が保たれると考えられます。同要綱の見直しをする考えはないかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 老人福祉法においては、9月15日を老人の日、または21日までを老人週間と定めております。国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によってその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならないとされているところであります。

この期間を中心に、当該年度内に100歳を迎えられる高齢者に対し、内閣総理大臣からのお祝い状と記念品を都道府県知事等から100歳の高齢者に伝達することとされております。

さらに、京都府独自の祝品の贈呈も行われることから、町においてもこの日に合わせまして京都府と一緒に自宅等を訪問させていただき、お祝いしているところであります。

多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿を祝福することはもちろんのこと、広く老人福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者自身も生活の向上に努

めていただくという法律の趣旨からも、この時期に実施しているものでありまして、現在のところ要綱の改正は考えておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 次に行きます。最後。

認知症対策について、今回は、高齢者の徘徊見守り事業についてお伺いいたします。

厚生労働省の推計では、2012年時点で認知症患者数は462万人とされ、団塊の世代が全て75歳以上となる10年後の2025年には、最大で730万人に達し、65歳以上の高齢者に対する認知症患者の割合は、現在の7人に1人から約5人に1人まで増加すると見込まれております。そのため、認知症患者が徘徊し、行方不明や事故に巻き込まれるケースが今まで以上に多く発生すると考えられ、早期に発見・保護するための取り組みが重要となってまいります。

京丹波町内で高齢者の方が保護された件数は、平成25年に3件、平成26年に4件、平成27年に6件、平成28年現在で9件となっております。これは、京丹波町に在住されている方以外も含まれての件数であります。南丹警察でお聞きいたしました。件数は確実に増えていく傾向にあります。本町で取り組まれている認知症などで徘徊される高齢者の見守り対策についてお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町の対策としましては、「京丹波町認知症等徘徊SOSネットワーク事業」と「京丹波町認知症等位置情報提供サービス利用助成事業」を昨年度から実施しております。

「認知症等徘徊SOSネットワーク事業」は、徘徊される可能性のある方の情報を事前に登録しまして、万が一、行方不明になられた場合などに、家族等からの捜索依頼に基づき、警察、消防、役場等の関係機関を初め、協力事業所に情報を発信し、早期発見につなげるものです。

また、この事業に登録されている方の家族を対象にした「認知症等位置情報提供サービス利用助成事業」では、人工衛星による位置情報提供サービスを利用する際の加入料や機器の購入費等の一部を補助するものであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） ここで、長岡京市で取り組まれております「おでかけあんしん見守り

事業」では、事前登録制度の運用、また登録者に対する番号付反射シールとアイロンプリントの配布、情報シートの作成、顔写真だけでなく全身写真も届けるというものです。など、そのほかにもたくさんの取り組みを実施されております。本町も認知症の方などが行方不明になられた場合、速やかな検索を行うため、顔写真だけでなく全身写真も届けることや身体的特徴などを事前登録する情報シートの作成や発信時の身元確認のため、番号付アイロンプリントシールや番号付反射シールを配布するなどの取り組みを行う考えはないか。

また、ひとり暮らし高齢者など希望があれば、事前登録する考えはないかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） アイロンプリントシールや反射シールの配布は、早期発見に有効な手法と理解しておりますが、まずは、認知症に対する正しい理解を求めていくことが重要であると考えております。

そのためにも、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者として、「認知症サポーター養成講座」などを継続的に実施する中で啓発を進め、当事者や家族の意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

また、現行の認知症等徘徊SOSネットワーク事業は、認知症と診断されていないひとり暮らし高齢者なども登録は可能だということでもあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 本町においては、いろいろな施策、先進的にやっていただいておりますが、こうした簡単な反射シールとアイロンプリントなどは、たくさんになって大変だということになってからでは遅いので、またこれからもこういった施策があるということで、また調査研究していただきまして、取り組んでいただけたらうれしいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、森田幸子君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、明後日8日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時29分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 山下靖夫

〃 署名議員 原田寿賀美